

資料2
(第30回環境安全委員会)

PCB廃棄物処理基本計画の 変更について

環境省
平成26年3月

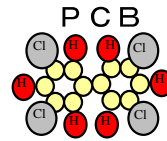
1. 現状及び課題

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の有害性

特性

- 環境中で分解されにくい
- 食物連鎖などで生物の体内に濃縮されやすい

↓ 周辺でPCBを全く使用していない極地の住民・野生生物や遠洋の魚介類等からPCBが検出されている。



無色透明、無臭、水より重い油

毒性

- 毒物や劇物に相当する強い急性毒性はないが、長期間の摂取により体内に蓄積し、皮膚障害、肝臓障害、神経障害などのおそれがあります。(昭和43年 カネミ油症事件)

PCB廃棄物の経緯

1954年(昭和29年) PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)

1968年(昭和43年) カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)

1972年(昭和47年) 行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

1973年(昭和48年) (財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

電機機器メーカーが中心となって設置

- 焼却方式による施設の設置を目指す
(環境庁が高温焼却の実証試験)
- 焼却方式による処理施設については、排ガス問題が忌避され、地元住民の理解が得られず

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗
(39戦39敗)

11,000台が紛失
(平成10年厚生省調査)

2001年 スtockホルム条約(POPs条約)
(平成40年までのPCB廃棄物処理)

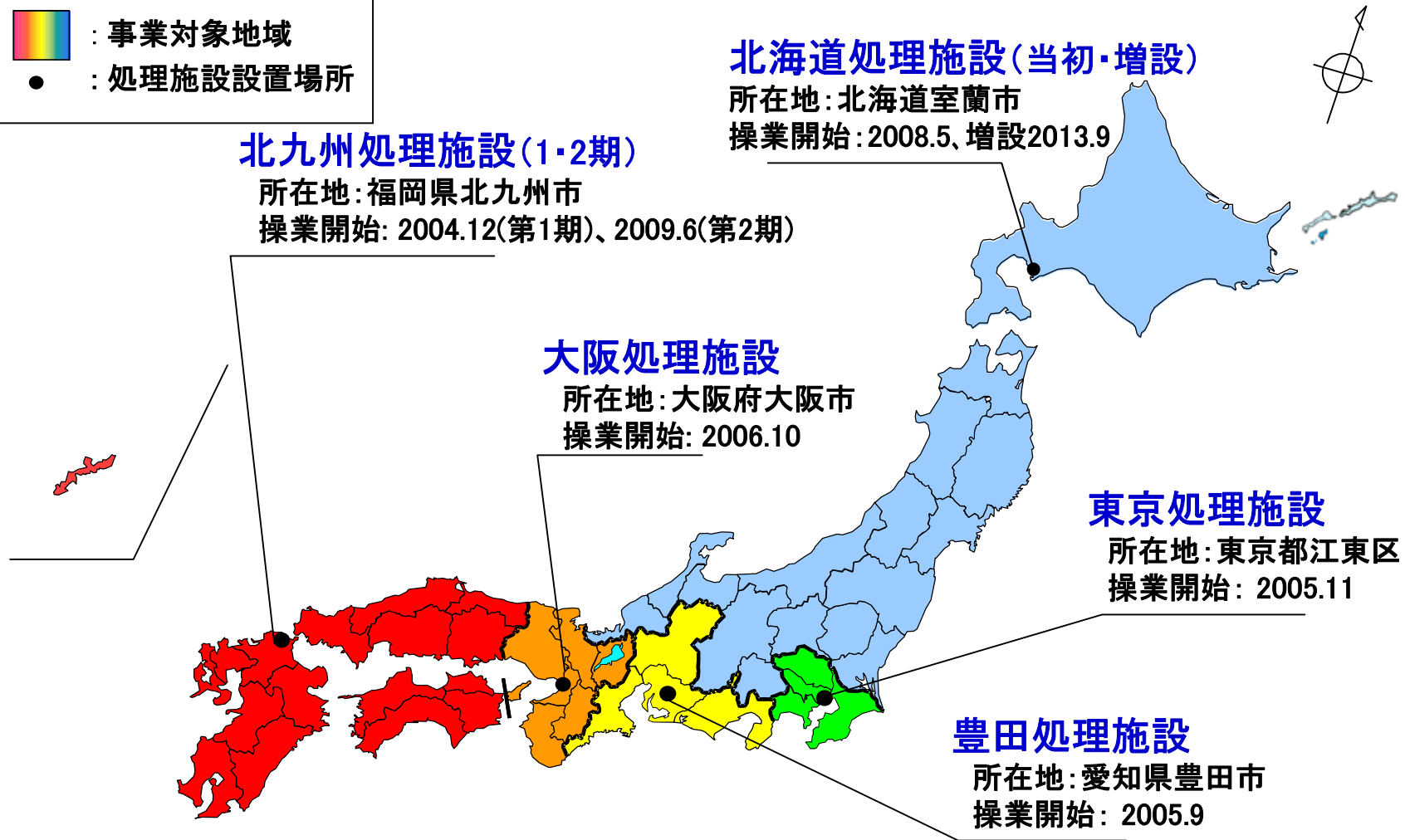
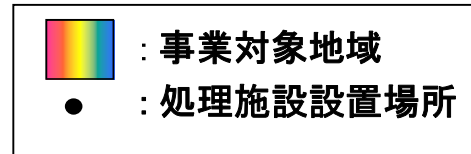
2001(平成13年) PCB廃棄物特別措置法の制定

環境事業団法の改正

公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務としてPCB処理事業を追加

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、
「化学処理」による処理施設の整備に着手

JESCO処理施設の設置場所



これまでのPCB廃棄物処理事業の進捗状況①

● 安全性を第一に優先し処理を実施

【安全対策(セーフティネット)】

〔不浸透塗床〕

特殊な樹脂により、
万が一の場合でも、
床面へのPCB油の
浸透を防止

〔防油堤〕

万が一漏えいしても、
装置周辺にとどまる
よう堤を設置(部屋
全体)



〔室内空気〕

施設内は負圧とし、
活性炭を通して外部
に排気。排気のPC
B濃度を常時モニタ
リング。



● 小さなトラブルでも、すべて公表

● 日本全体の処理進捗は、想定よりも遅れている。

- ✓ 稼働当初、作業員の安全確保のために追加的な対策が必要となった。
- ✓ 一部に処理に課題のある廃棄物がある。
(処理に極めて時間を要する、安定的な処理に課題)
- ✓ 処理体制が確保されていない廃棄物がある。



- ✓ 保護具を着用

これまでのPCB処理事業の進捗状況②

JESCO北海道事業

	進捗率	課題
トランス類	63%	超大型トランス
コンデンサ類	49%	特殊コンデンサ
安定器等・汚染物	本年9月から処理開始	

JESCO大阪事業

	進捗率	課題
トランス類	60%	PPコンデンサ
コンデンサ類	54%	
安定器等・汚染物	処理体制なし	粉末活性炭

JESCO東京事業

	進捗率	課題
トランス類	52%	コンデンサ
コンデンサ類	34%	
安定器等・汚染物	処理体制なし	

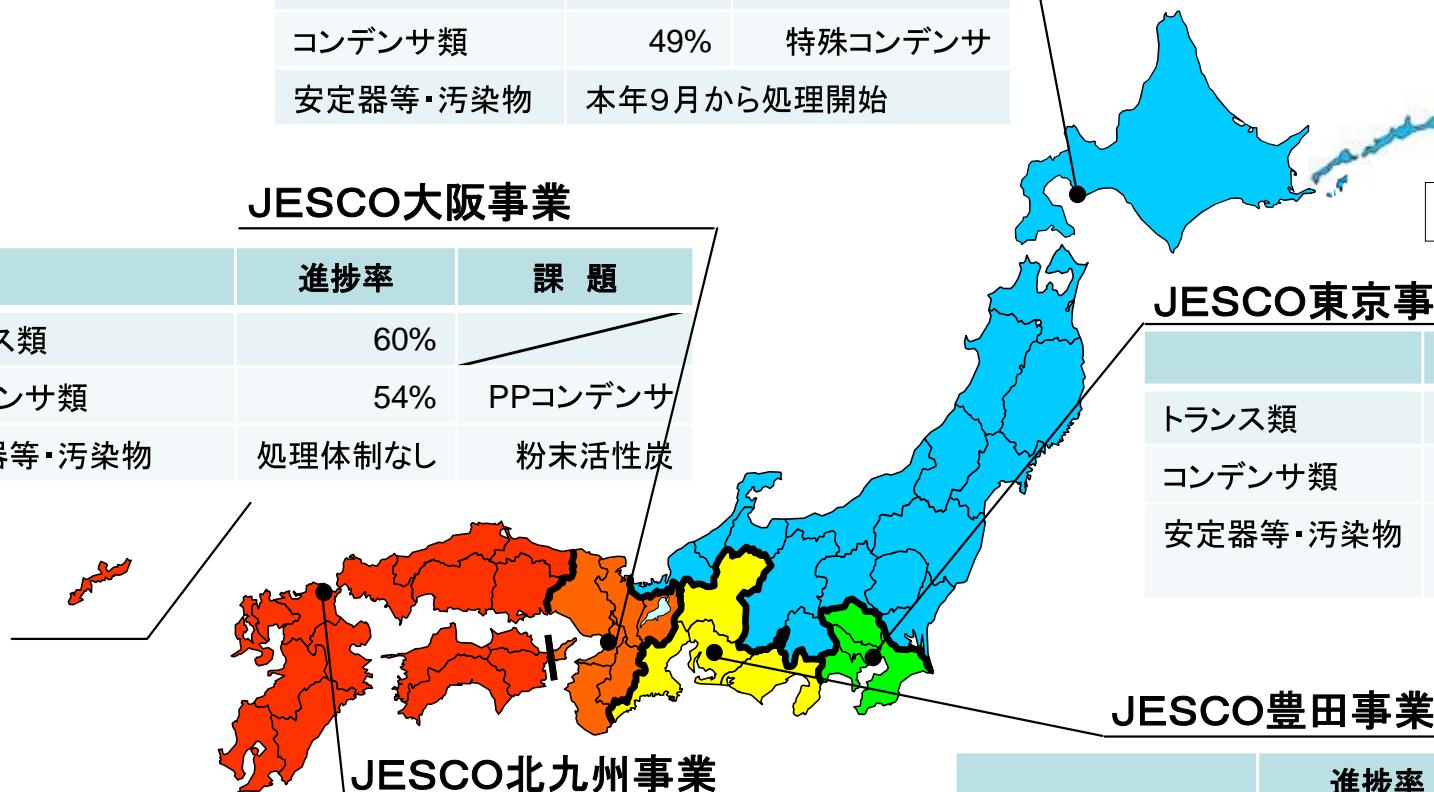
JESCO豊田事業

	進捗率	課題
トランス類	60%	車載トランス
コンデンサ類	55%	特殊コンデンサ
安定器等・汚染物	処理体制なし	

JESCO北九州事業



	進捗率	課題
トランス類	75%	
コンデンサ類	69%	
安定器等・汚染物	約5割	粉末活性炭

平成25年10月末時点



PCB廃棄物の処理工程・処理体制に関する課題

高圧トランス・コンデンサ等の課題

		トランス	コンデンサ
北九州事業	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度PCBを含む廃粉末活性炭(処理に伴い施設内で生じる運転廃棄物) ⇒自事業所での処理は、設備の閉塞による稼働率の低下が懸念 		
豊田事業	<ul style="list-style-type: none"> 車載トランス、特殊コンデンサ ⇒施設改造による処理量確保に限界があり、処理の長期化が懸念 		
東京事業	<ul style="list-style-type: none"> 紙木類の処理に課題があり、トランス、コンデンサの処理に時間がかかる。 ⇒自事業所の設備を最大限活用し、処理を行ったとしても、長期間を要する 		
大阪事業	<ul style="list-style-type: none"> ポリプロピレン等を使用したコンデンサ(PPコンデンサ) ⇒処理のためには破裂防止措置が必要。その他廃粉末活性炭の処理が北九州事業と同様の課題 		
北海道事業	<ul style="list-style-type: none"> 特殊コンデンサ、超大型トランス ⇒特殊コンデンサ等や施設に搬入できない(超大型トランス)ものがあり、自事業所では処理が困難 		

安定器等・汚染物の課題

- JESCO豊田・東京・大阪事業エリアにおいては、安定器等・汚染物の処理の見込みが立っていない。
- ✓ 国は、豊田・東京・大阪エリアの処理体制を確保することができなかった。
- 今の段階での、新たな施設整備は現実的に困難。



安定器



小型電気機器



感圧複写紙



家電製品用コンデンサ

2. 基本計画の変更案 について

今後の処理促進策についての考え方

1. 日本全体のPCBを1日でも早期に処理するための計画とする。
2. そのため、JESCO各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠。
3. 今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいく。



高圧トランス・コンデンサ等の課題

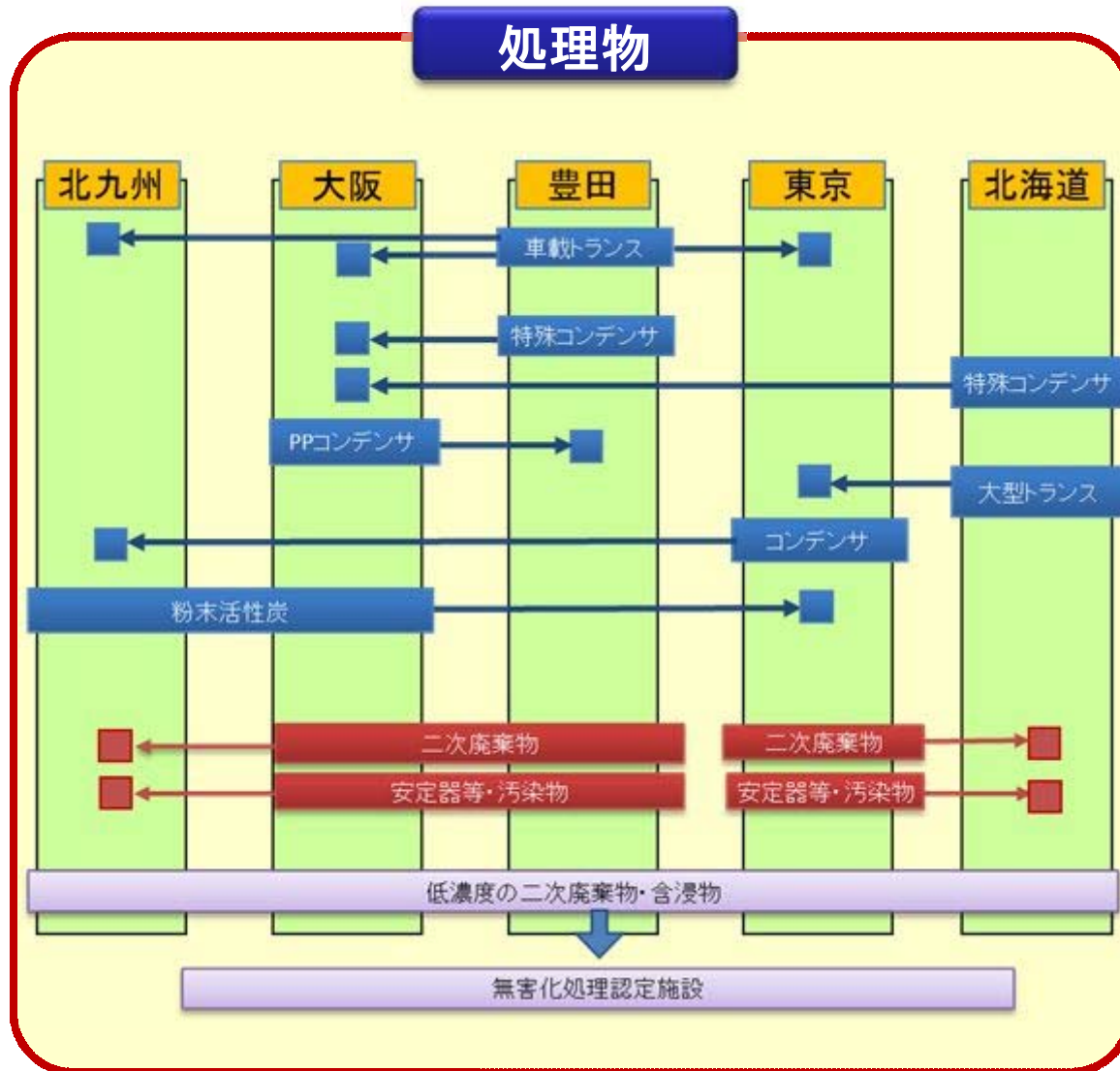
- 各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理が可能となる。
- 今後は、当該処理対象物に限り、従来の事業対象地域を越えて各事業所の能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとしたい。

安定器等・汚染物の課題

- 大阪・豊田・東京事業エリアにおける処理体制の確保に取り組んできたが、体制確保の見込みは全くなく、早期に処理体制を確保するため既存のJESCO処理施設の活用を図ることとしたい。

今後の処理促進策(案)

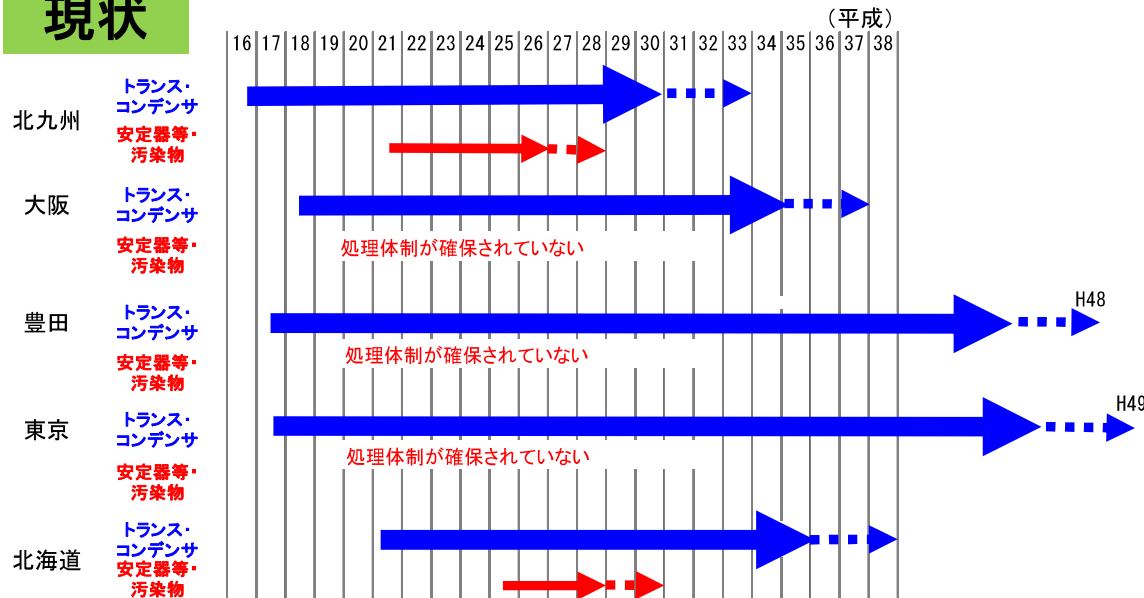
設備改造等



事業所名	設備改造等の内容
大阪	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型トランスの処理量を増加させるため、小型トランス処理ラインの部分改造を行った(平成25年度)
豊田	<ul style="list-style-type: none"> ● 車載トランスの予備洗浄場所を増設した(1ヶ所→3ヶ所)(平成24年度) ● 小型トランス処理ラインの一部を特殊コンデンサの手解体処理ラインに改造中。
東京	<ul style="list-style-type: none"> ● 低濃度処理のスペースを活用した設備増設を行わずとも、既存設備の改造、操業改善により、前処理能力を向上させることができた。(平成24、25年度)
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のコンデンサ処理ラインでは処理ができない大型のコンデンサや特殊コンデンサを処理するため、小型トランス処理ライン等の改造を計画。

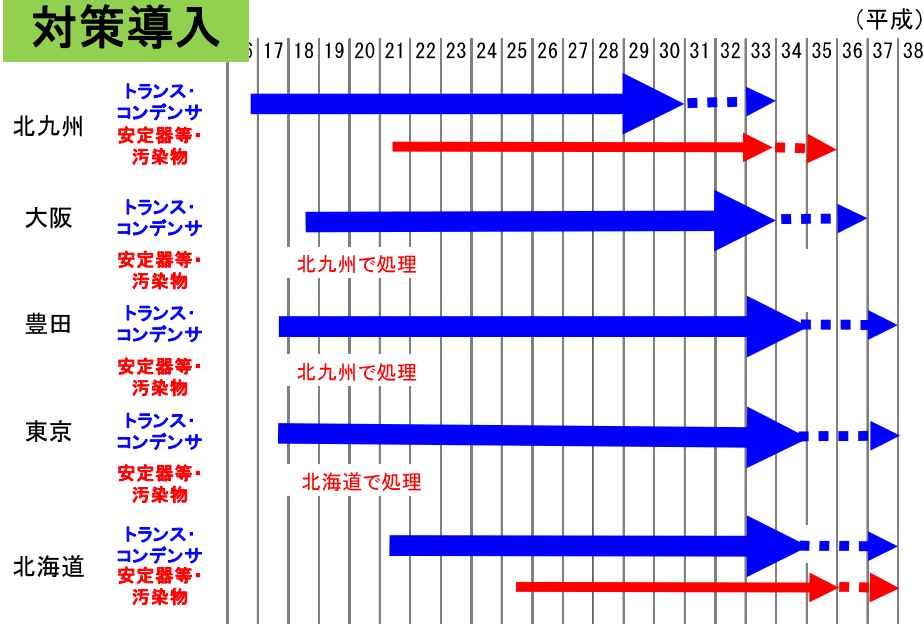
処理期間

現状



- 今後見込まれる年間当たりの処理量で推移した場合には、実線部分で処理が完了する見込み。
- 実線は「計画的処理完了期限」。これは、原則として、保管事業者がJESCOに処理委託を行うことが必要な期限である。

対策導入



- 点線は「事業終了準備期間」。これは、今後新たに発生する廃棄物の処理や、処理に手間がかかる機器の存在等を勘案するとともに、事業終了のための準備を行うことを勘案して設定した期間である。

車載トランス(1)

■ 報告書に示された課題等

- 車載トランスは内部構造の複雑性等により、洗浄工程において当初想定の数倍の時間が必要となっている。
- 全国的な分布に偏りがあり、事業所ごとの処理終了見込み時期に差がある。
特に豊田エリアに集中して保管されている。



車載トランスの外観



内部部材の取り出しの様子



コイルの裁断の様子

車載トランス(2)

■ 報告書取りまとめ後の取組状況、課題等

- 豊田事業所において、予備洗浄場所の増設(1台→3台)による処理能力の向上を図ってきた。(年間処理台数27台→42台に増大)
- しかしながら、豊田事業所の施設スペースは限定的。これまで講じてきた以上の追加的な設備の設置は困難。
- 豊田事業所のみで処理を行うと、平成39年度までかかる試算。

■ 今後の処理促進策案(報告書試案のとおり)

東京事業所、大阪事業所、北九州事業所において豊田エリア内にある車載トランスの一部の処理を行う。

【**処理量の目安**】(今後各事業所における処理の状況により変化する可能性あり)

豊田エリア内の車載トランス641台のうち、

北九州事業で概ね150台、東京事業で概ね30台、大阪事業で概ね30台を処理。

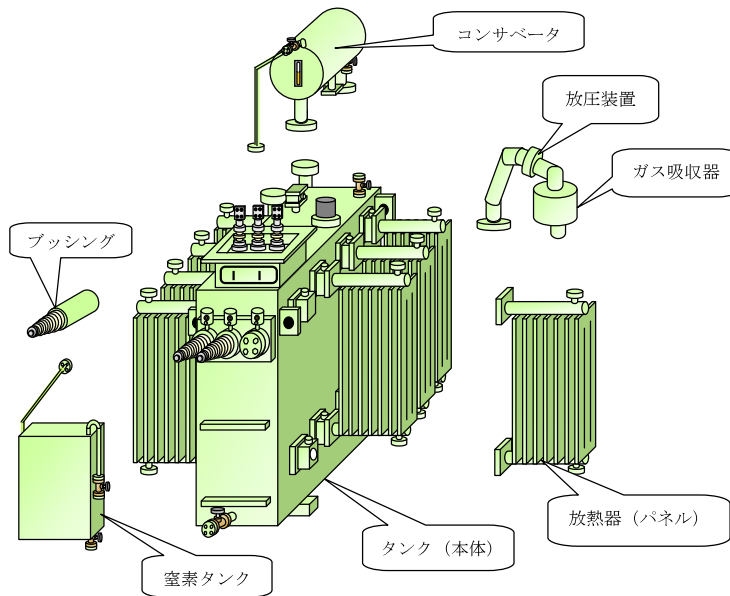
※豊田事業所における取組により、他事業所での処理量が試案段階から約半減。

大型トランス(1)

■早期処理の支障となる要因等

○北海道事業の超大型トランスについては、保管現場で、「抜油」や「付属品取り外し」に加え、「本体の切断」まで行った上で搬入することを想定していた。

○このため、北海道事業所は、クレーン能力が12.5トンまでとなっている。



トランスからの付属品取り外しの例



付属品取り外し作業

大型トランス(2)

■ 報告書とりまとめ後の検討、課題等

- 北海道事業所では、「本体の切断」をしなければ搬入できない機器がある。
- このため、こうした機器は汎用品ではないことから、構造、形状等に関する詳細な予備調査と保管現場での諸作業が必要となり、早期処理の妨げ。

■ 今後の処理促進策案

- 東京事業所は、北海道事業所よりクレーン能力が高いため、東京事業所であれば、「本体の切断」をせず、「抜油」と「付属品取り外し」だけで搬入できる大型トランスがある。

東京事業所において北海道エリア内にある1台あたり20トン弱(「抜油」と「付属品取り外し」後の重量)のトランスの処理を行う。

【処理量の目安】(今後各事業所における処理の状況により変化する可能性あり)
北海道エリア内の12.5トン超(抜油、付属品取り外し後の重量)のトランス6台のうち、
東京事業で概ね5台程度を処理。

安定器等・汚染物(1)

■報告書に示された課題等

【北九州・北海道事業】

- 北九州事業は、平成21年7月からプラズマ溶融分解設備による処理を開始。
北海道事業は、プラズマ溶融分解設備を北海道事業は平成25年9月から処理を開始している。

【大阪・豊田・東京事業】

- 豊田・大阪エリアについては、従前より施設立地のための努力をしてきたところであるが、施設整備の見込みは立っていない。
- 東京事業所の安定器の処理設備については、稼動に問題があり停止している。
 - 専門家による技術的検討の結果を踏まえれば、東京事業所の設備は高圧トランス・コンデンサ等の処理に集中させ、東京事業エリアの安定器については、豊田・大阪エリアと併せ早期に別途確保されるよう措置すべき。



安定器



感圧複写紙



小型電気機器



家電製品用コンデンサ

安定器等・汚染物(2)

○環境省は、大阪・豊田・東京エリアの関係自治体と処理の在り方についての協議。

○JESCOは、処理対象物の量及び種類を踏まえた既施設の活用可能性を検討。

- 大阪・豊田・東京エリアに保管されている安定器等のうち一部の小型電気機器を当該エリア内の各事業所で処理することを計画。



小型電気機器

■今後の処理促進策案

北九州事業所において豊田・大阪エリア内の安定器等・汚染物(一部の小型電気機器を除く)の処理を行う。

【処理量の目安】(今後各事業所における処理の状況により変化する可能性あり)

豊田エリア内の概ね1,600トン程度、大阪エリア内の概ね2,400トン程度を北九州事業で処理

北海道事業所において東京エリア内の安定器等・汚染物(一部の小型電気機器を除く)の処理を行う。

【処理量の目安】(今後各事業所における処理の状況により変化する可能性あり)

東京エリア内の概ね4,300トン程度を北海道事業で処理

3. 安全対策について

処理の安全性の確保について

I. これまでの安全処理の実施

1. 無害化処理

- 化学処理による完全な無害化を実施
- 閉鎖系の施設での処理

2. 安全対策

- (1) 処理の安全対策
- (2) 安全対策によるトラブルの最小化
- (3) 収集運搬時の安全対策

II. 今後の処理の安全性の確保

1. 施設の健全性の確保

- 設備診断、長期保全計画、定期点検
- 国による財政面の担保

2. 運搬時の安全対策

3. 災害対策

- 地震・浸水対策
- 災害時の対応

I これまでの安全処理の実施（1. 無害化処理）

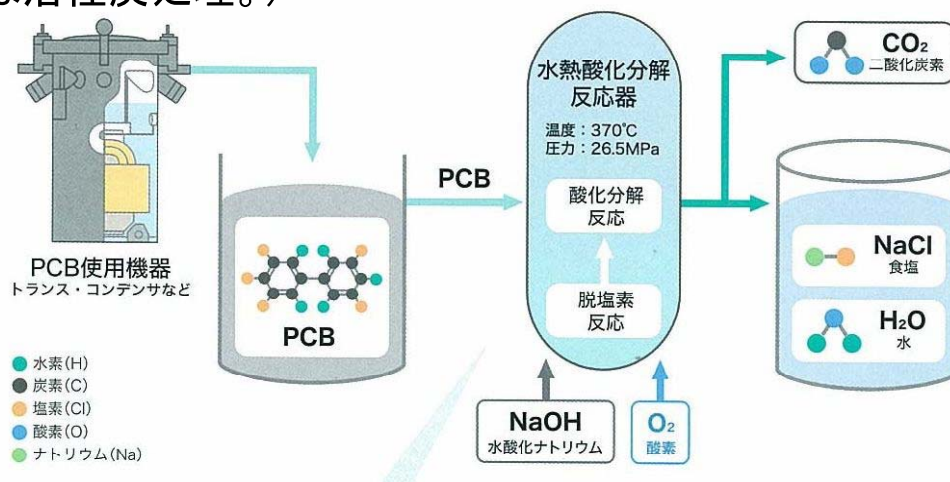
- 高圧トランス・コンデンサの処理方法として水熱酸化分解反応方式を採用し、**PCBを無害な炭酸ガスと食塩水に分解**
- 負圧管理を含む**嚴重な閉鎖系での作業**を実施

水熱酸化分解反応

- 水熱酸化分解法は高温・高圧の熱水中でPCBを炭酸ナトリウムにより脱塩素化し、酸化反応により、水・食塩・二酸化炭素に分解するPCBの無害化処理技術。

閉鎖系での作業

- 施設外部へのPCBの拡散を防ぐために、負圧管理を行い、嚴重な閉鎖系の施設内にて処理を実施。（室内空気は活性炭処理。）



I これまでの安全処理の実施（2. 安全対策）

(1) 処理の安全対策

施設外にPCBを絶対に漏えいさせないよう、多重の防護措置により施設の安全性を確保

多重の防護措置の具体的内容

セーフティネット

万が一トラブルが発生しても、施設外への漏洩や健康被害を防ぎ、影響を最小限に抑えるための措置

- PCB除去処理後の排気の活性炭吸着処理
- 気体状PCB漏洩防止のための気密性確保(負圧管理)
- 液状PCB漏洩防止のための多重バリア(オイルパン、防油堤、不浸透性塗床等) など

フェイルセーフ

誤動作やミスが事故に直結しないような多重チェックや機器の安全側への作動

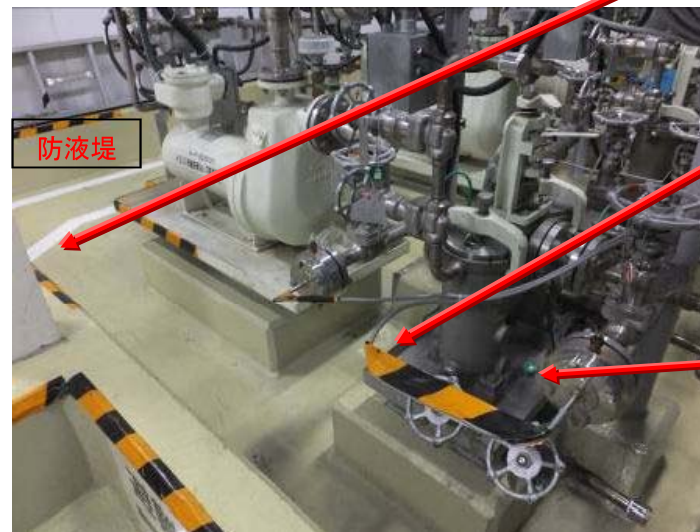
- インターロック(誤操作防止)の組込
- 安全上重要な計器の二重化
- 異常時に弁類が安全側に作動 など

操業監視システム

- 中央制御室での集中制御
- 工業用テレビによる運転状況の遠隔監視
- オンラインモニタリングによる監視 など

プロセス安全設計

- 運転状態の安定化のための自動制御
- 腐食等を考慮した適正な材料選定 など



【不浸透塗床】
特殊な樹脂により、
万が一の場合でも、
床面へのPCB油の浸透を防止

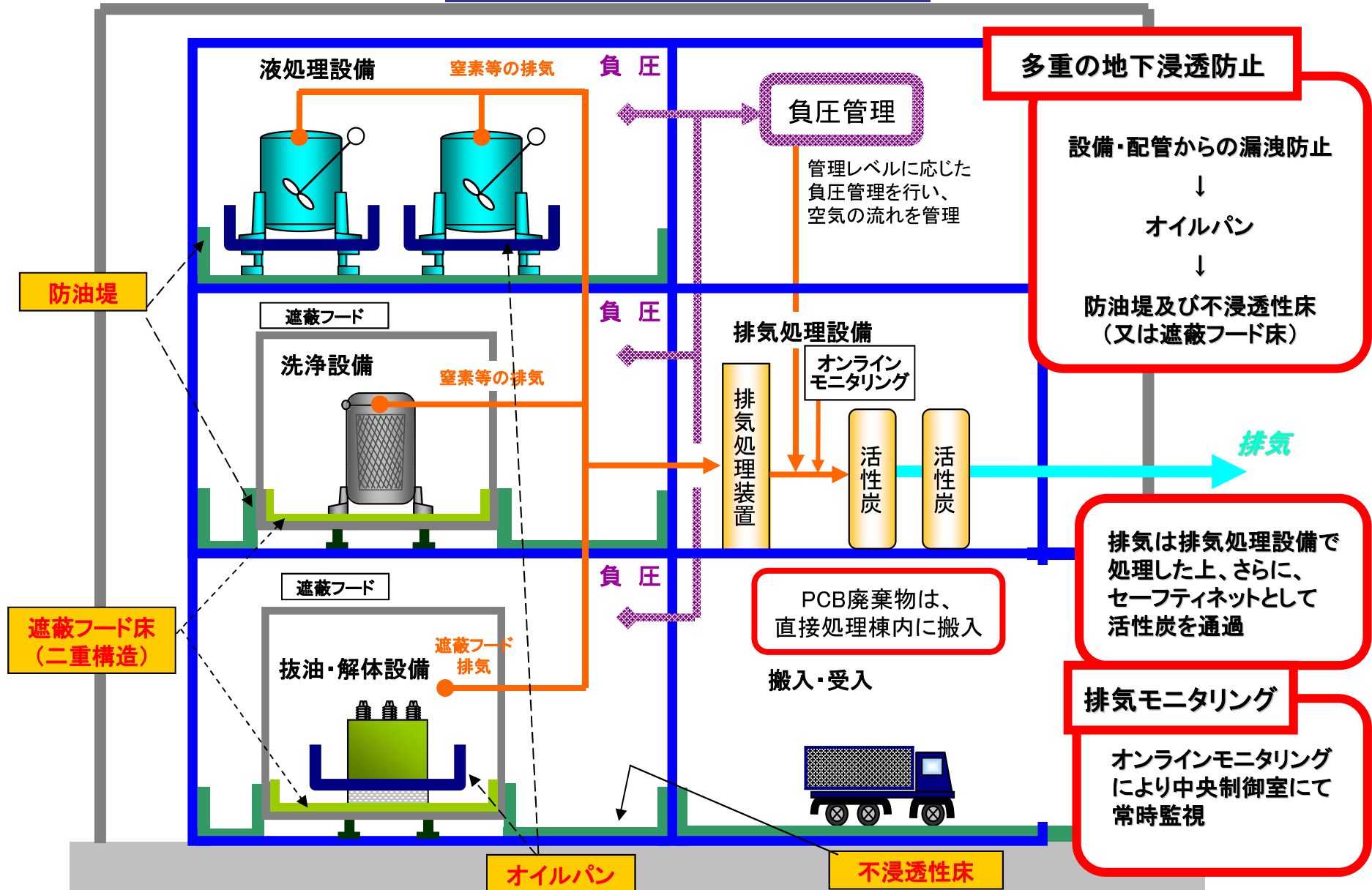
【オイルパン】
万が一油漏れが発生した場合、
オイルパンが床面へのPCB漏洩を防止

【漏洩検知器】
オイルパンなどに、
PCB油の漏洩を検出するための検知器を設置

I これまでの安全処理の実施 (2. 安全対策)

(1) 処理の安全対策

多重の防護措置のイメージ図



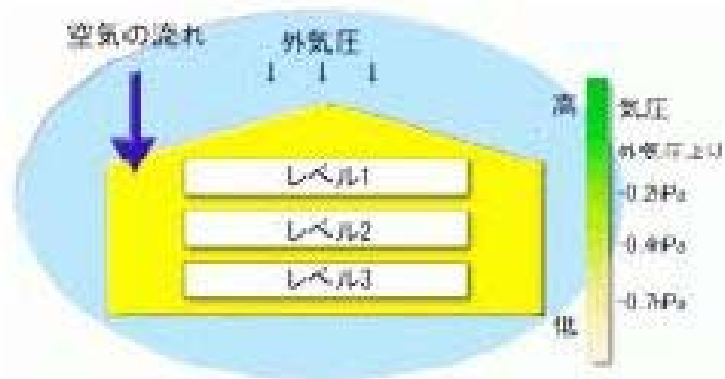
I これまでの安全処理の実施 (2. 安全対策)

(2) 安全対策によるトラブルの最小化

多重の防護措置によるトラブルの未然防止・拡大防止

〔負圧制御〕

外部(外気)より施設内の空気の圧力を低くすることで、施設内の空気を外部に流出させない。施設内でもPCBを取り扱う場所を3つの管理レベルに区分し、管理レベルに応じた負圧管理・排気処理・排出モニタリングを実施。



〔排気処理装置(活性炭装置)〕

排気中に含まれる微量のPCB等の有害物質を吸着・除去した上で施設外に排出

〔オンラインモニタリング装置〕

施設内の機器排気・作業環境中の空気を自動的に連続してサンプリングし、PCB濃度を測定



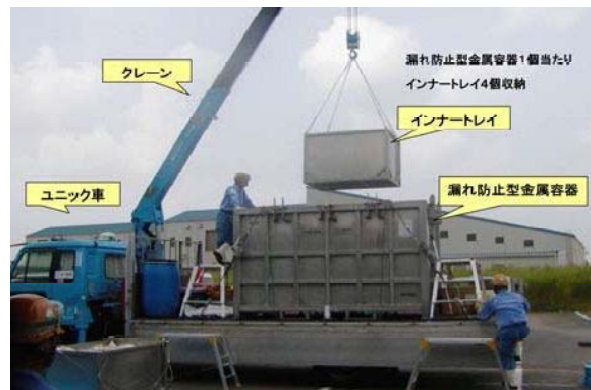
I これまでの安全処理の実施（2. 安全対策）

(3) 収集運搬時の安全対策

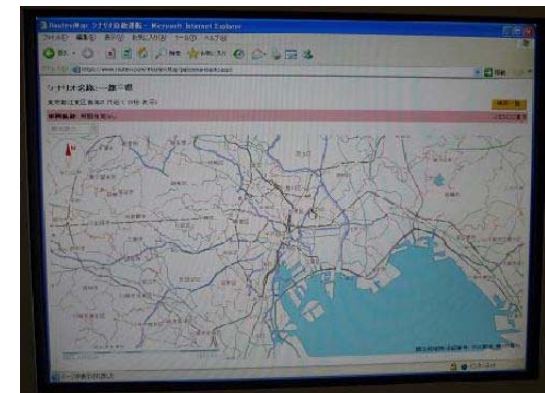
- JESCO施設へ運搬できる者の絞り込み
（自治体による収集運搬業の許可に加え、JESCOによる入門許可も必要。）
- 漏れ防止型金属容器又は漏れ防止型金属トレイへの収納の義務付け
- GPSによる常時位置把握
- 収集運搬車の両側面に「PCB」の表示をして安全走行
- 首都高速道路、国道など走行ルートを限定
- 運搬会社と連絡会議を開催



収集運搬作業



収集運搬作業



GPSシステム

Ⅱ 今後の処理の安全性確保（1. 施設の健全性の確保）

- 反応器や真空加熱分離装置等の基幹設備については、十分な耐用年数がある
- 管路、ポンプ、各種計器など定期的な更新や補修が必要な設備・機器については、長期保全計画を策定し、計画的に実施
- さらに、毎年1回定期点検を実施し、設備の健全性を確認

十分な耐用年数をもった基幹設備

- 反応器や真空加熱分離装置等の基幹設備については、耐用性の高い材料の使用又は肉厚に余裕を持たせること等により、長期間、安全に使用できるよう設置。

長期保全計画に基づく今後の計画的な更新等

（平成25年度から着手）

- 設備診断や日常及び定期点検の結果に基づき、全ての設備・機器についての更新や補修の要否・時期を判定し、長期保全計画を策定。
- 長期保全計画には、設備・機器ごとに、更新等の予定時期を明示

定期点検・整備

- これまでも1年に1回1ヶ月間程度、全ての設備を停止して定期点検を実施。
- 今後も日常点検、定期点検により把握した劣化状況に応じて毎年度の整備を実施。



水熱酸化反応塔



Ⅱ 今後の処理の安全性確保（1. 施設の健全性の確保）

長期保全計画に基づく更新等の例

○経年劣化による更新例

- 圧力・流量等を監視・制御する機器の更新、予備品購入等
- モータ等の電気機器の更新等

⇒ 監視・制御機能の確保によるPCBの漏洩防止。電気機器の機能維持

○設備機能維持のための補修例

- 水熱分解設備 既存混合管を改善混合管に交換
- 水熱分解設備 再生熱交換器出口連絡管の超音波探傷(UT)検査と補修

⇒ 腐食による配管等の減肉状態を管理。PCBの漏洩防止と反応器の機能維持

■国による予算化

点検・整備及び更新についても予算面からの支援

○従来の補助対象は施設整備に限っていたが、点検・整備・更新についても平成24年度の補正予算から国が支援（H24補正：40億円、H25：70億円、H26案：40億円）。

○国のバックアップにより、処理設備の健全性を確保

II 今後の処理の安全性確保(2. 運搬時の安全対策)

これまでの安全対策を今後とも徹底するなど、運搬時の安全確保に万全を期す

- 運搬方法・輸送ルートはこれまでどおりとし、今後も安全運行を期す
- 運搬者の絞込みなど安全対策を今後とも徹底



Ⅱ 今後の処理の安全性の確保 (3. 災害対策)

地震対策

- 支持盤まで支持杭を打設
φ400～φ800mm杭、804本、長さ21m or 23m
- 施設主要部は、震度6強(首都直下型地震の想定最大震度)に耐えられる耐震性能(600ガル)を有する。
- 120ガル(震度5弱相当)の場合、運転を自動停止。

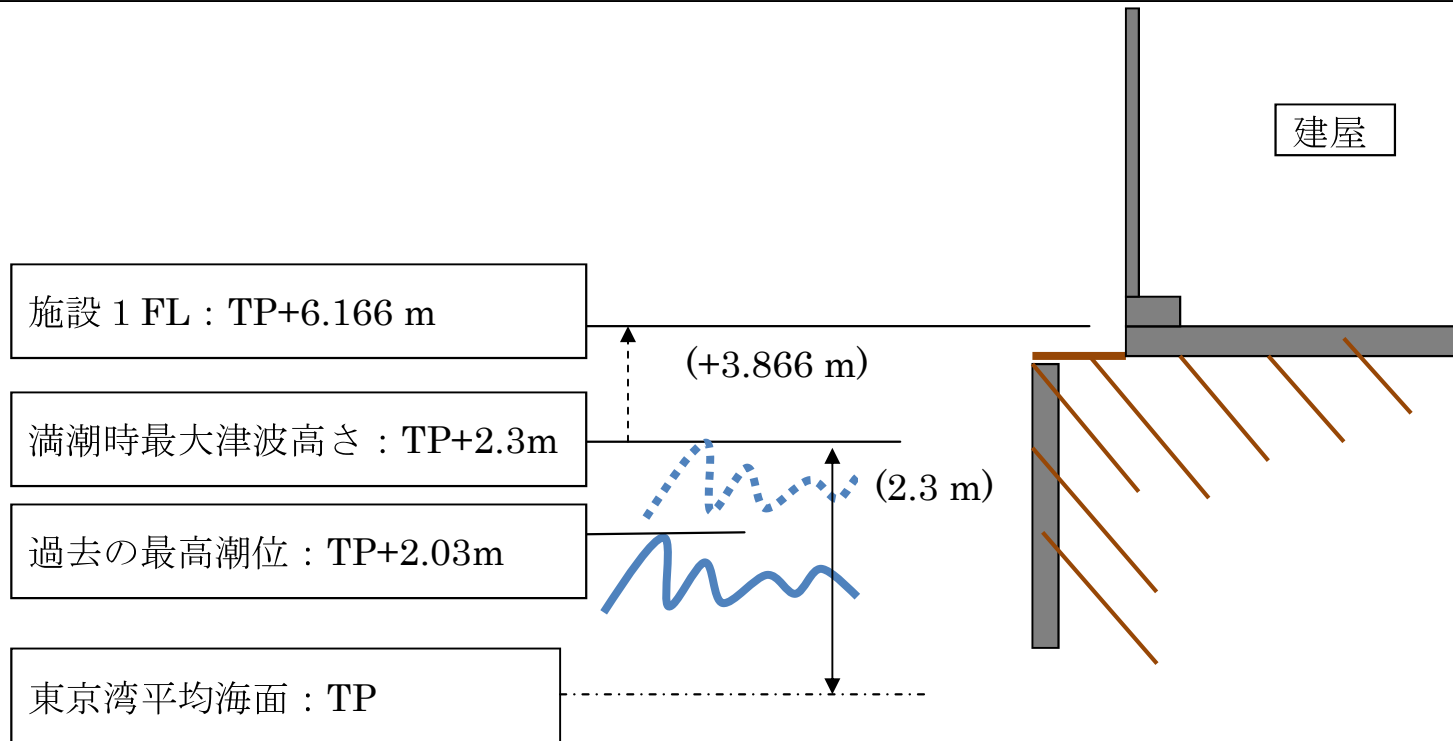
停電対策

- 受電系統の二重化により、停電の発生を極力防止。停電の場合は瞬時に切り替わる。
- 停電時には、非常用発電機が立ち上がる。
それまでの間、制御電源・動力電源は無停電電源装置により確保。
非常用発電機電源確立後は、安全な運転停止のための電源を供給。

Ⅱ 今後の処理の安全性の確保 (3. 災害対策)

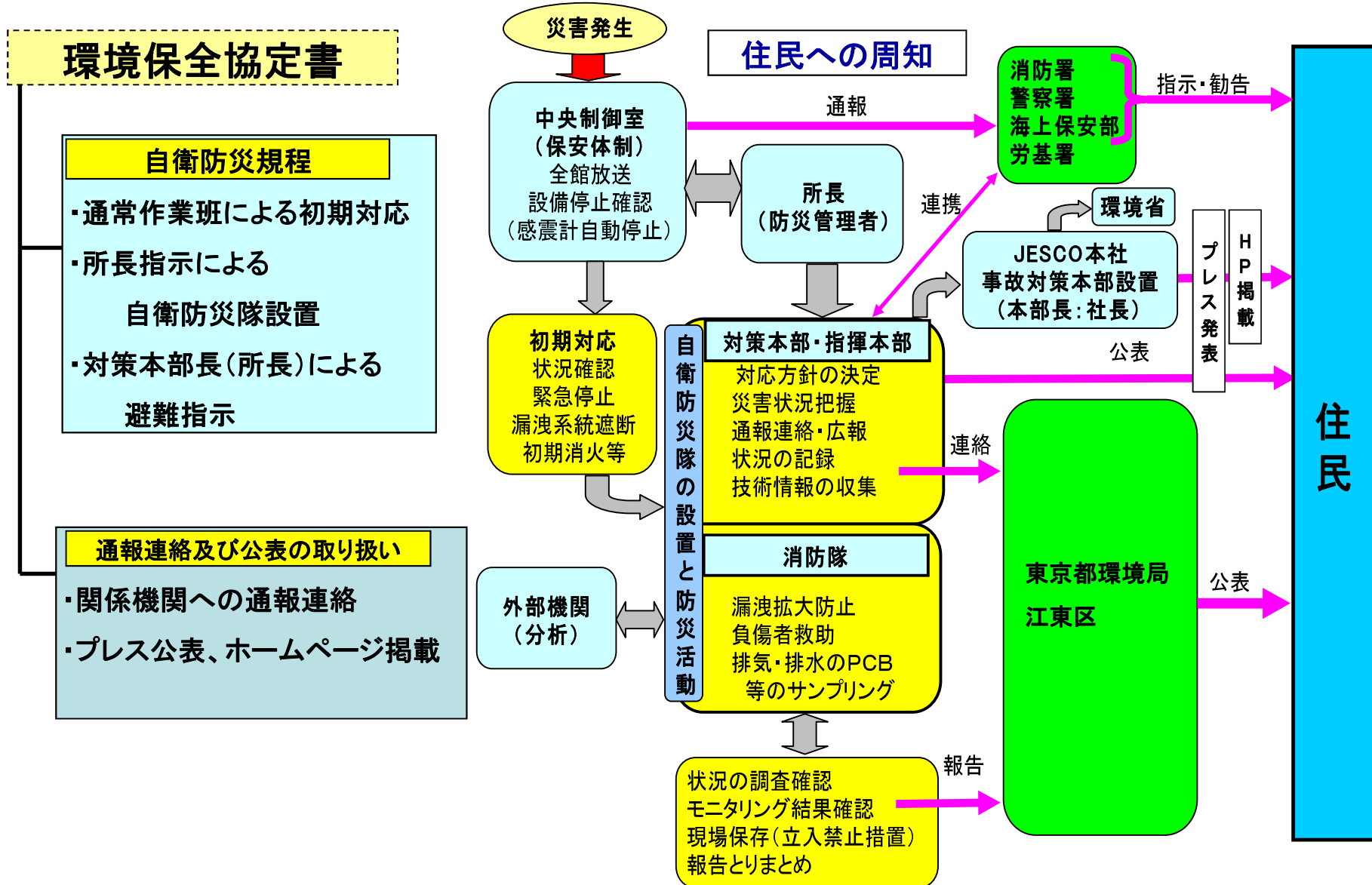
想定最大津波が発生した場合の施設設備への影響

施設1階床高さは東京湾平均海面(TP)+6.166mにつき、想定最大津波高さTP+2.3mが発生したとしても、浸水はせず、津波の影響を受けない。



II 今後の処理の安全性の確保(3. 災害対策)

災害発生時の対応



4. 処理促進策について

新たな処理計画の期間中における確実な処理(課題と対応策)

行政が未把握のPCB廃棄物が存在する。

- PCB廃棄物については、都道府県市に毎年保有量を届け出る制度がある。また、使用中の機器についても、経済産業省の各産業保安監督部への届出が必要。
- しかし、届出されていない機器がある。

- 未把握の機器の掘り起こし調査を実施。
- 未処理事業者のリストを作成し、個別に指導

使用中の機器が存在する。

- 都道府県市と産業保安監督部が連携し、使用中の事業者に対しても、期限内処理を指導

行政に届け出ているが、処理費用の負担能力が低く処理が進まないケースがある。

- 中小企業者等には処理費の負担を3割とする制度が既にある。(国と都道府県が基金を設置)
- 3割負担でも処理できない者がいる。

- 処理費用を分割して支払えるようにする。
- 破産した事業者等に対しては、負担割合をさらに低減

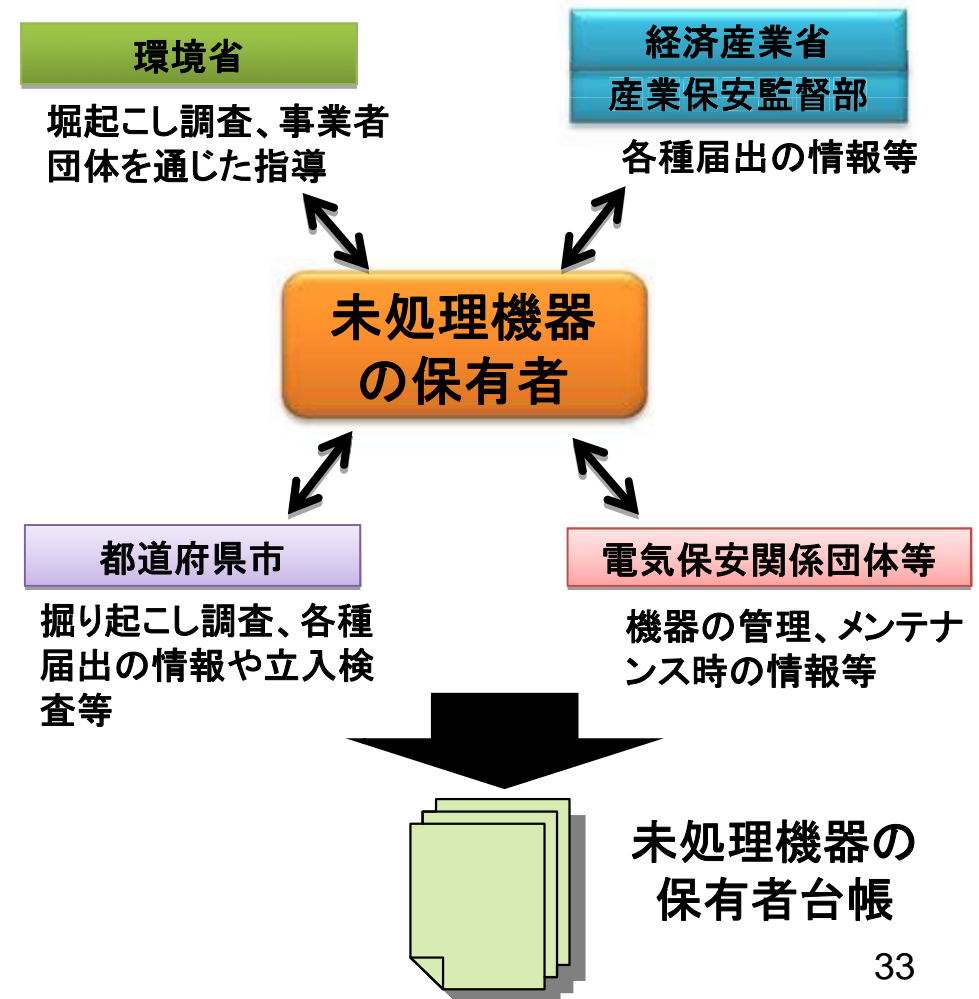
処理委託を拒んでいる者がいる。

- 料金が上がる時期の設定の検討

①未処理事業者のリスト(台帳)を作成

- これまでは、届出情報から高濃度機器かどうかの判別がつかなかった。(多量の未処理の微量PCBに紛れていた)
- 今後は、関係機関が連携し、どこに何台存在しているかについて、1事業所ずつの保有量、保有事業者等に関する情報をとりまとめた**リスト(台帳)を作成**する。

- 掘り起こし調査の実施
 - 自家用電気工作物の設置者等に対し、調査票を送付
- 高濃度機器の把握
 - PCB特別措置法の届出様式の改正
- 関係団体と連携した確実な届出
 - 電気工作物の管理やメンテナンスをしている団体等から、未届出の事業者に対し、確実に法令による届出を行うよう周知徹底
- 情報を都道府県・政令市と産業保安監督部が集約



②リスト(台帳)の掲載事業者への個別確認

- リスト(台帳)に掲載された事業者に対し、個別に、**処理の実施時期の確認**を行う。
- 関係機関の連携により、**指導・確認漏れの事業者をなくす**。

● 機器の保有者に対する処理の実施時期の確認

使用を終えて保管している者

都道府県市がPCB特措法に基づく立入検査

使用中の機器の保有者

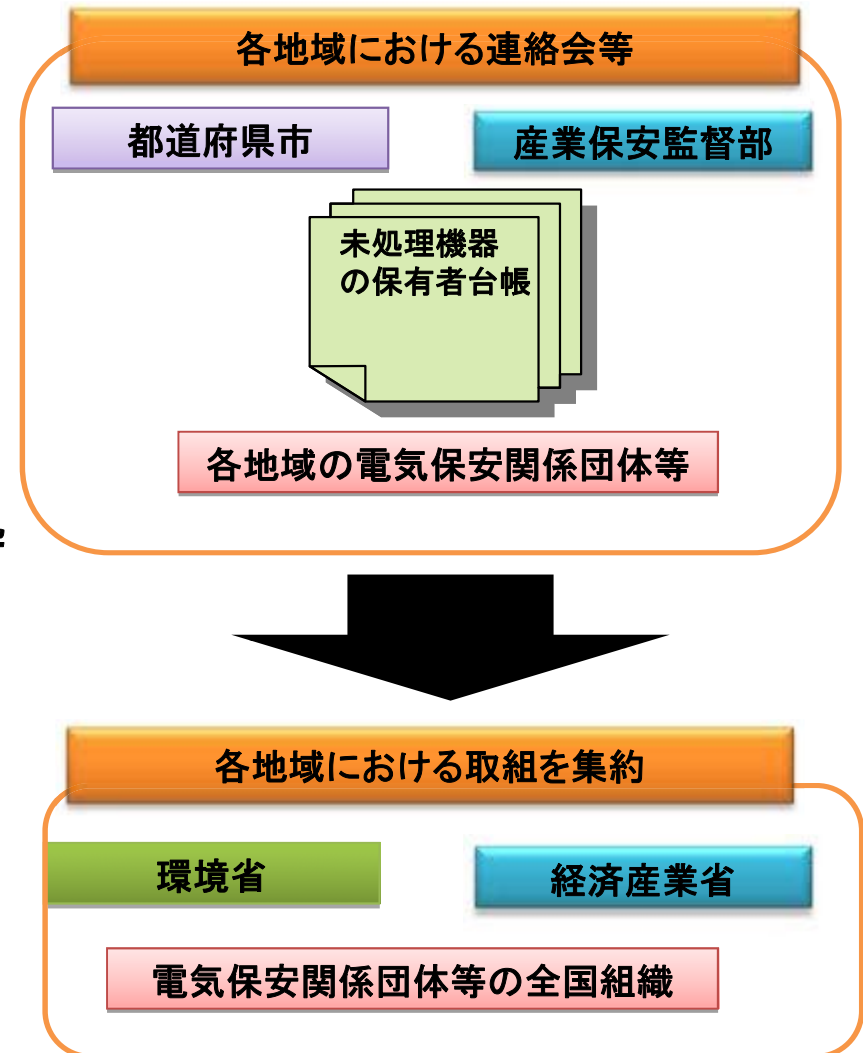
産業保安監督部が、又は、産業保安監督部と都道府県市が連携して対応

● 保有者リスト(台帳)に掲載されている事業者の処理状況や処理見込みについて、都道府県市及び産業保安監督部が連絡会等により情報共有

- 各地域の電気保安関係団体等の参加
- 本省レベルでも各地域の取組状況を確認する連絡会を実施。

● JESCO操業期間内に処理しない場合は、自らの責任で処理を行う必要があることを周知

- 自己処理は事実上不可能



③分割払い等の仕組みを導入し処理委託を行いやすくする

分割払いや融資制度の活用により、処理費用の負担能力が低い者でも、**円滑に処理委託を行えるようにする。**

- 1台数十万円～数百万円の処理費用を一括して支払うことに躊躇している事業者がいる。
 - 新たに、**分割払い**ができるよう料金支払いの仕組みを整える（平成26年度中に整えるべく取り組む）
 - 都道府県等が中小企業者等を対象とした**融資制度**を有している。PCB廃棄物の処理をこれらの融資制度の対象にさせていただきよう働きかける。

【例】福岡県環境保全施設等整備資金融資制度

対象

- ・中小企業者又は中小企業団体であること。
- ・トランス類、コンデンサ類、安定器等の高濃度PCB廃棄物処理費用
- ・機器の処分に伴う代替機器の買い替え費用

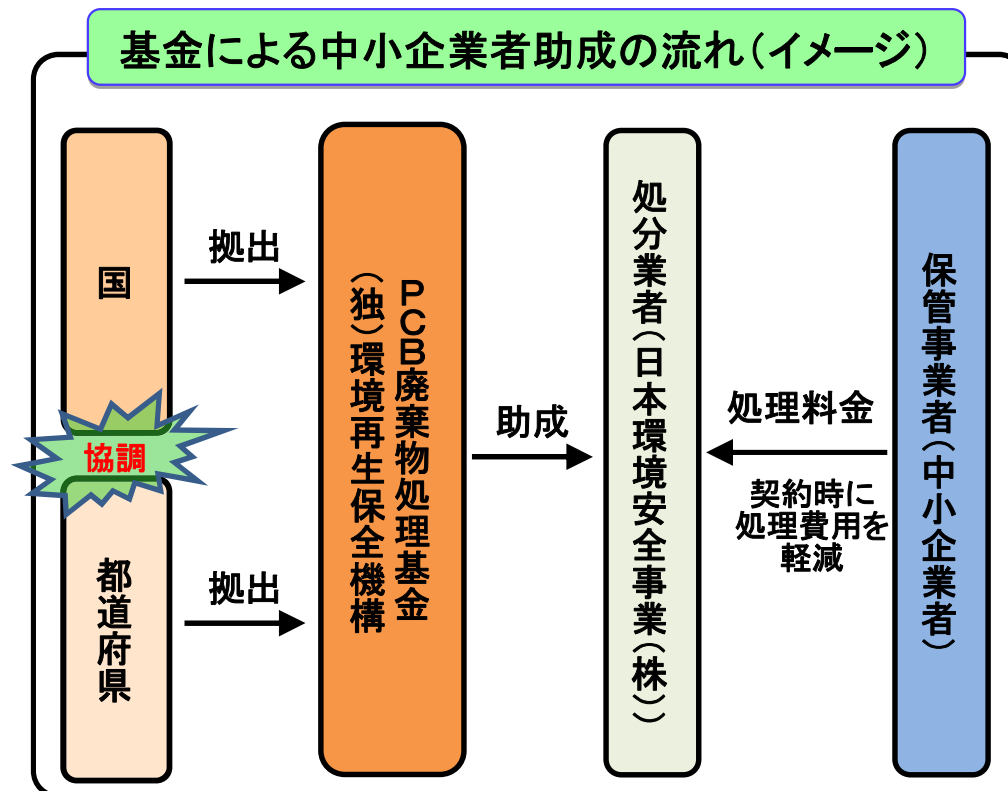
主な条件

- ◆ 融資限度額 1企業4,000万円以内
- ◆ 融資利率 年1.3%(平成25年4月現在)

④料金負担能力のない者への対策

- 現在、中小企業事業者等に対しては、処理料金が3割負担となっている。
- しかし、事業を既に廃止していたり、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い者がいる。

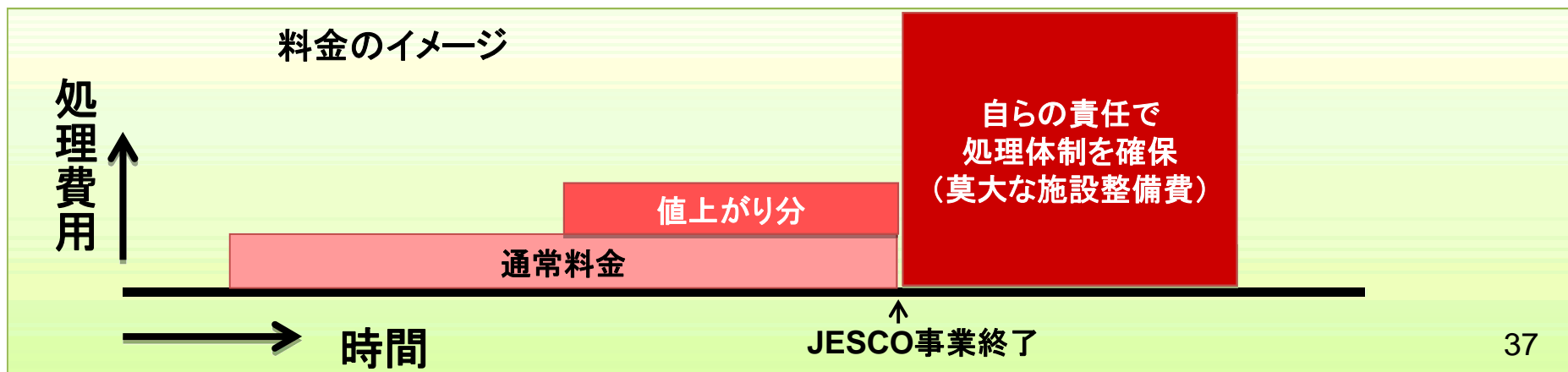
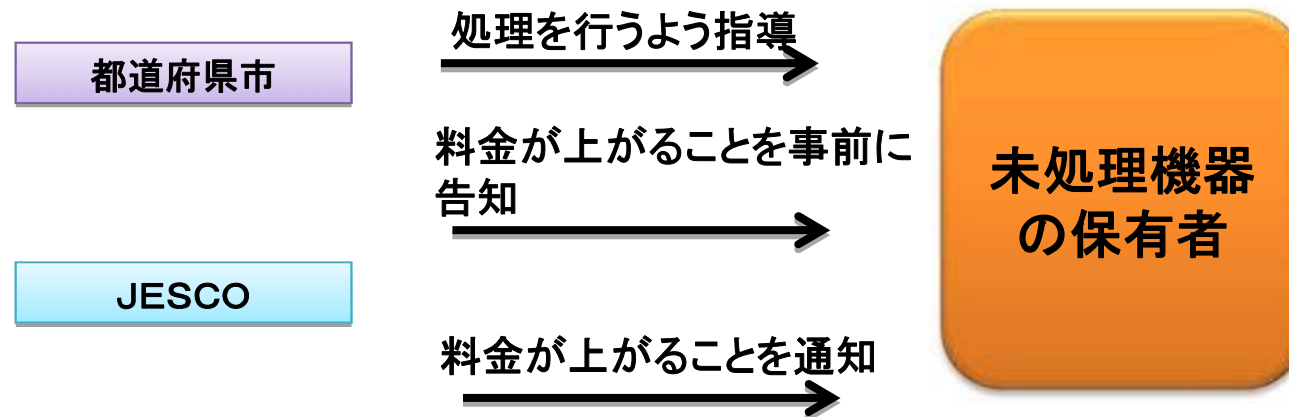
事業を廃止して個人で保有している者や、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い中小事業者等に対し、処理料金を現行の3割よりさらに引き下げ、1割程度以下とする。



⑤料金が上がる時期の設定の検討

➤ 破産等の事業者以外で、処理委託を拒んでいる者がいる。

- 計画的な処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを告知する等による処理促進を検討。
- 告知に当たっては、事前に行うなどにより猶予期間を確保。



計画的な処理を実現

行政が未把握のPCB廃棄物が存在する。

- 未把握の機器の掘り起こし調査を実施。
- 未処理機器の保有者リスト(台帳)を作成し、個別に指導

使用中の機器が存在する。

- 都道府県市と産業保安監督部が連携し、使用中の事業者に対しても、期限内処理を指導

行政に届け出ているが、処理費用の負担能力が低く処理が進まないケースがある。

- 処理費用を分割して支払えるようにする。
- 破産した事業者等に対しては、負担割合をさらに低減

処理委託を拒んでいる者がいる。

- 料金が上がる時期の設定の検討

- 使用中機器を含め、保有事業者を漏れなく把握
- 全保有事業者に対して漏れなく指導することで、確実な処理に繋げる
 - JESCOに処理委託しない限り、自ら処理することは事実上不可能であることを周知徹底
- 処理費用を支払いやすくする仕組みや料金値上げ(アメとムチ)により処理を徹底

- これらの対策を行っても、処理しない者のために、JESCOの操業を続けることはない。
- JESCOによるPCB処理の操業は新たな計画案のとおり終了する。

第 11 回 P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

議 事 次 第

平成 2 6 年 2 月 2 8 日 (金)
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
J A 共 済 ビ ル

1. 議 題

P C B 廃棄物処理基本計画の変更について

2. 配付資料

委員名簿

資料 1 検討要請後の取組について

資料 2 P C B 廃棄物処理に関する追加的な施策について

資料 3 処理基本計画に盛り込むべき主な内容について

参考資料 1 P C B 特別措置法に基づく届出様式の改正について

参考資料 2 P C B 廃棄物処理基金による支援策の拡充案について

参考資料 3 未届出の P C B 含有機器の掘り起こし調査について

参考資料 4 無害化処理認定事業者

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 委員等名簿

【委員】

浅野 直人	福岡大学法学部 教授
伊規須 英輝	社会医療法人大成会 福岡中央総合健診センター施設長
織 朱實	関東学院大学法学部 教授
影山 嘉宏	電気事業連合会 環境専門委員会 委員
川本 克也	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
酒井 伸一	京都大学 環境科学センター長・教授
鈴木 淳一	一般社団法人 日本電機工業会 PCB処理検討委員会 委員長
田中 勝	鳥取環境大学サステナビリティ研究所 所長・特任教授
田辺 信介	愛媛大学 特別荣誉教授
田和 健次	石油連盟 技術環境安全部長
春名 克彦	兵庫県農政環境部環境管理局 環境整備課長
福間 幹芳	日本鉄鋼連盟環境保全委員会化学物質分科会 主査
○永田 勝也	早稲田大学理工学部 教授
森田 昌敏	愛媛大学農学部 客員教授

(○は座長)

【PCB処理監視委員会委員長等】

眞柄 泰基	北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議 委員長 (学校法人トキワ松学園 理事長)
中杉 修身	東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会 委員長 (元 上智大学大学院地球環境学研究科 教授)
松田 仁樹	豊田市 PCB 処理安全監視委員会 委員長 (名古屋大学大学院工学研究科 教授)
上野 仁	大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会 座長 (摂南大学薬学部 教授)
浅岡 佐知夫	北九州市 PCB 処理監視会議 座長 (元 北九州市立大学国際環境工学部 教授)

【日本環境安全事業株式会社】

樽林 茂夫 事業部長
山本 郷史 事業部次長
安井 仁司 安全操業課長

【オブザーバー】

日本環境安全事業株式会社の事業所が立地する自治体

北海道	水島 篤郎	環境生活部環境局循環型社会推進課主幹
室蘭市	北野 栄男	生活環境部環境課長
東京都	山根 修一	環境局調整担当部長
江東区	綾部 吉行	環境清掃部環境保全課指導係長
豊田市	吉田 寿也	環境部環境保全課長
愛知県	柘植 孝之	環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室室長補佐
大阪市	有門 貴	環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
大阪府	児林 宏之	環境農林水産部環境管理室事業所指導課長
北九州市	井上 雄祐	環境局環境監視部産業廃棄物対策室長
福岡県	三原 勝	環境部廃棄物対策課参事補佐兼計画指導係長

経済産業省

鈴木 晴光 産業技術環境局環境指導室越境移動管理官

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

飯島 孝 専務理事

検討要請後の取組について

平成 25 年 10 月～11 月に関係自治体に対し、別紙に示す国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請を行った。

1. 各地域における説明等について

各地域で行われている監視委員会において御意見をお伺いしたほか、地域住民の方々を対象とした説明会等を行った。

2. これまでにいただいた主な御意見

(処理の安全性について)

- とにかく安全に処理していただきたい。
- 環境省の新たな計画案により、処理施設の使用期間が延びた場合、設備の経年劣化が心配。
- 地震・津波に対する安全性が確保されているか。

(計画的な処理の実施について)

- 環境省が新たに示した処理期間内にすべての PCB 廃棄物の処理が終わるのか。また処理が遅れるなどして、処理期間を延長するのではないか。
- PCB の生産量に対し、計画されている処理量が少ない。今後、新たに PCB 廃棄物が発生し、処理対象量が大幅に増えるのではないか。
- 処理委託を行う意思が低い者がいる。また、事業を廃止した者等で処理費用の負担能力が低い者がいる。これらの者に対する対策が必要。
- 未だに機器を使用している者がいる。使用中の機器に対しては廃棄物処理に関する法令の適用外であり、PCB 含有機器の使用を廃止させる制度について検討していただきたい。
- J E S C O 処理期間内に改善命令を発出することができるよう検討していただきたい。
- 再延長は絶対にないようにしていただきたい。

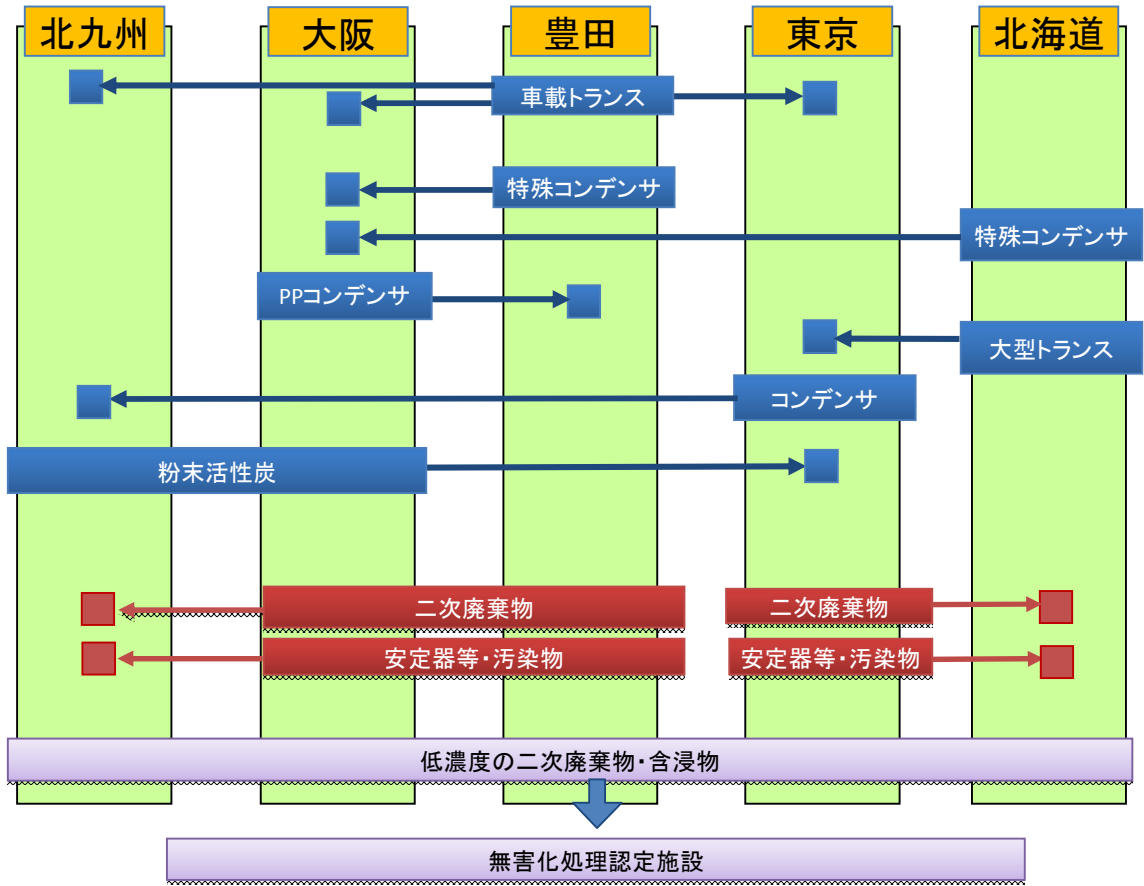
(処理体制案に賛成)

- 既存の処理施設の能力を十分活用し、日本全体の PCB を早期に処理すべき。

(処理体制案に反対)

- 発生場所の地元で処理されるべきであり、他のエリアの廃棄物の処理には反対。
- 安定器等・汚染物については、東京、豊田、大阪の各エリアにおいて処理施設を整備すべき。

各事業における処理対象物(案)

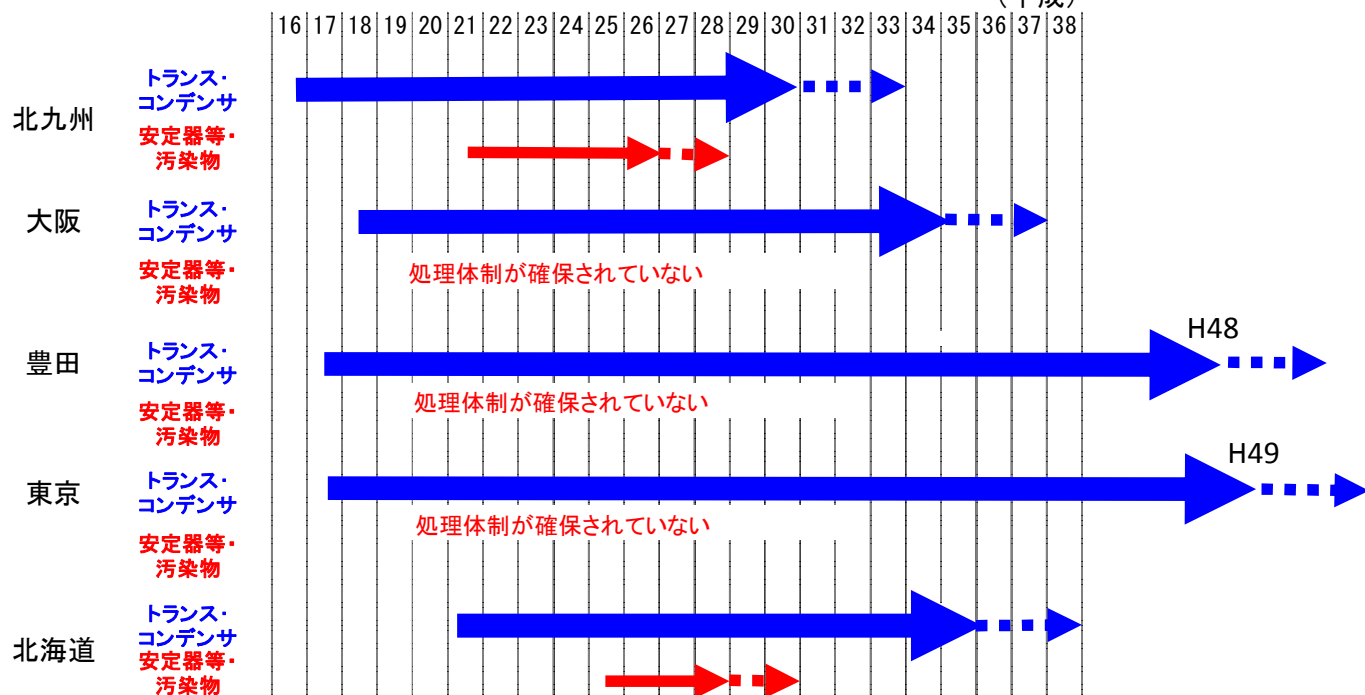


現状ペースの処理期間、新たな計画(案)の処理期間

現状ペース

(PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料より作成)

(平成)

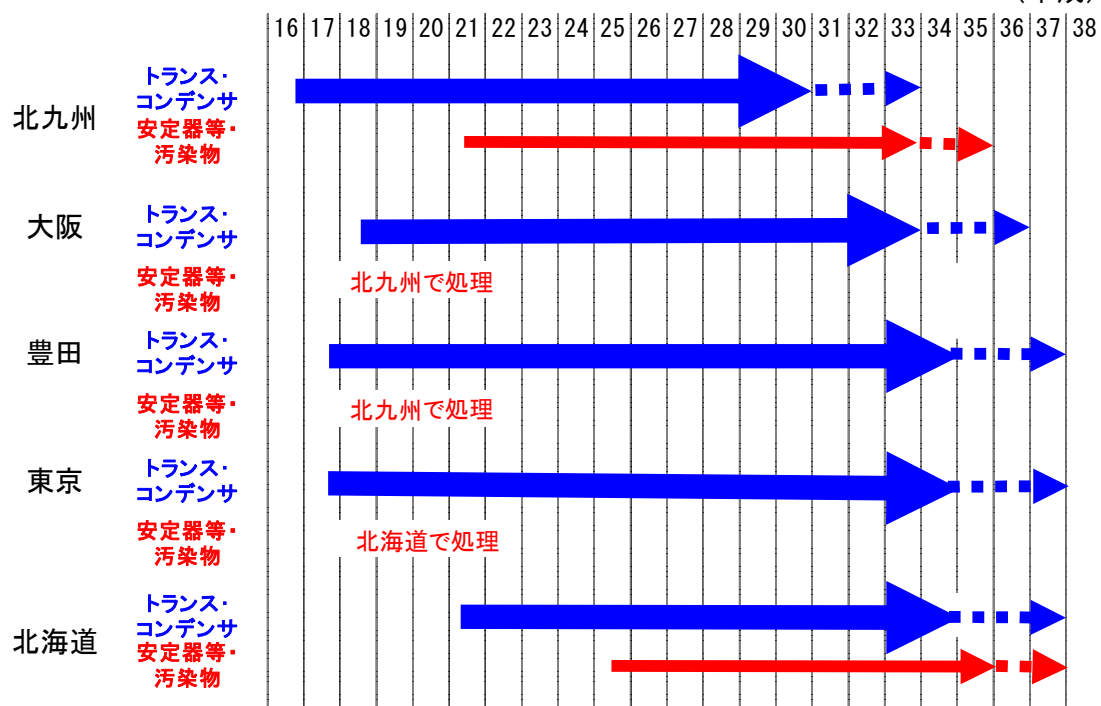


H48

H49

新たな計画(案)

(平成)



北九州で処理

北九州で処理

北海道で処理

PCB廃棄物処理に関する追加的な 施策について

0

1. 処理の安全性の確保について

1

1. 施設の健全性の確保①

- 反応器や溶融炉等の**基幹設備**については、**十分な耐用年数**がある
- 管路、ポンプ、各種計器など定期的な更新や補修が必要な設備・機器については、**長期保全計画**を策定し、**計画的に実施**
- さらに、**1年1回すべての定期点検を実施**し、設備の健全性を確認

十分な耐用年数をもった基幹設備

- 反応器やプラズマ溶融炉などの**基幹設備**については、**耐用性の高い材料の使用又は肉厚に余裕を持たせること等により、長期間、安全に使用できるように設置。**
- 設備診断を実施し、**長期的な稼動に十分耐えられる**ことを確認済み。



プラズマ溶融炉

長期保全計画に基づく今後の計画的な更新等 (平成25年度から着手)

- 設備診断や日常及び定期点検の結果に基づき、全ての設備・機器についての**更新や補修の要否・時期を判定**し、長期保全計画を策定。
- 長期保全計画には、設備・機器ごとに、更新等の予定時期を明示

定期点検・整備

- これまでも**1年に1回1ヶ月間程度、全ての設備を停止して定期点検**を実施。
- 今後も日常点検、定期点検により把握した劣化状況に応じて毎年度の整備を実施。

2

1. 施設の健全性の確保②

長期保全計画に基づく更新等の例

○経年劣化による更新例

- 圧力・流量等を監視・制御する機器の更新等
- モータ等の電気機器の更新等
⇒**監視・制御機能の確保によるPCBの漏洩防止。電気機器の機能維持**

○設備機能維持のための補修例

- 洗浄施設の蒸気ジャケット補修
⇒**ジャケット溶接部からの蒸気漏洩の回避による、洗浄機能の確保**
- プラズマ溶融炉の耐火物更新(2回/年)
⇒**一部の耐火物の更新による、プラズマ溶融炉体の維持**

■国による予算化

点検・整備及び更新についても予算面からの支援

- 従来の補助対象は施設整備に限っていたが、点検・整備・更新についても平成24年度の補正予算から国が支援(H24補正:40億円、H25:70億円、H26案:40億円)。
- 国のバックアップにより、処理設備の健全性を確保

3

○洗浄施設蒸気ジャケット補修



蒸気ジャケットの溶接部は、経年劣化による密閉性の低下が見られるため補修を行い、洗浄機能を確保。



蒸気ジャケット
溶接部

○プラズマ溶融炉の耐火物更新



プラズマ溶融炉内は高温であるため、定期的に耐火物を更新して、プラズマ溶融炉の健全性を確保。

4

2. 運搬時の安全対策

○これまでの収集運搬に関する取組を継続的に実施

- JESCO施設へ運搬できる者の絞り込み
(自治体による収集運搬業の許可に加え、**JESCOによる入門許可**も必要。)
- **漏れ防止型金属容器への収納**の義務付け
- GPSによる常時位置把握
- **走行ルート**を限定

○環境省が定めている収集運搬ガイドラインへの適合状況の調査を実施。

5

3. 災害対策①

- 最新の想定最大震度の地震、津波が発生した場合でも、十分な安全性を確保
 - 災害発生時には、直ちに地元自治体をはじめ関係機関への通報連絡を行い連携して対応するとともに、速やかな情報公開等を実施
- 施設主要部は想定最大地震(震度6弱)を上回る600ガル(震度7相当)までの耐震性能を有する。
 - 60ガル(震度4相当)以上の地震を検知した場合、**施設の安全な運転停止**
 - 停電発生時には、非常用発電機により安全な運転停止のための電源を供給
 - 液状化現象を考慮した基礎構造採用、岩盤等まで支持杭を打設
 - 津波対策については、地域の防災計画において想定されている最大津波高さを踏まえ、対策の検証を行い、安全性を確認。

6

3. 災害対策②

荷捌き室(処理対象物の保管庫)における落下・転倒対策

※保管庫内では、処理直前の対象物のみを保管



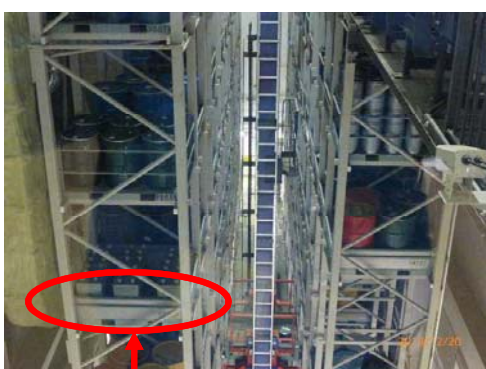
チェーン捕縛(コンデンサ)

1期施設荷捌き室

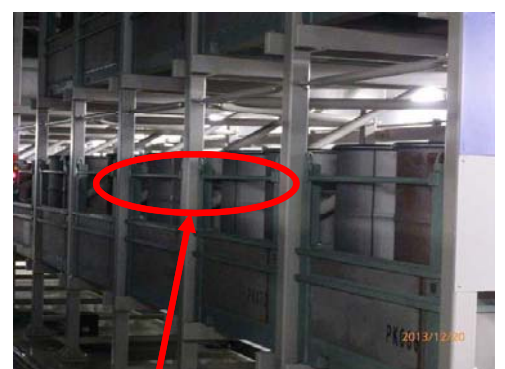


転倒防止柵設置(トランス)

パレットずれ防止
ストッパー



2期施設荷捌き室



転倒防止柵設置(トランス)

3. 災害対策③

地震・浸水対策

- ・施設内の主要貯槽類について、遮断弁設置等の対策を実施済
- ・屋外の貯槽類についても、より安全性を増すこととして、遮断弁設置等の対策を実施

施設内の遮断弁(例)



液処理反応槽

屋外貯槽類について設置した遮断弁等(例)



屋外タンク外観



出荷設備遮断弁

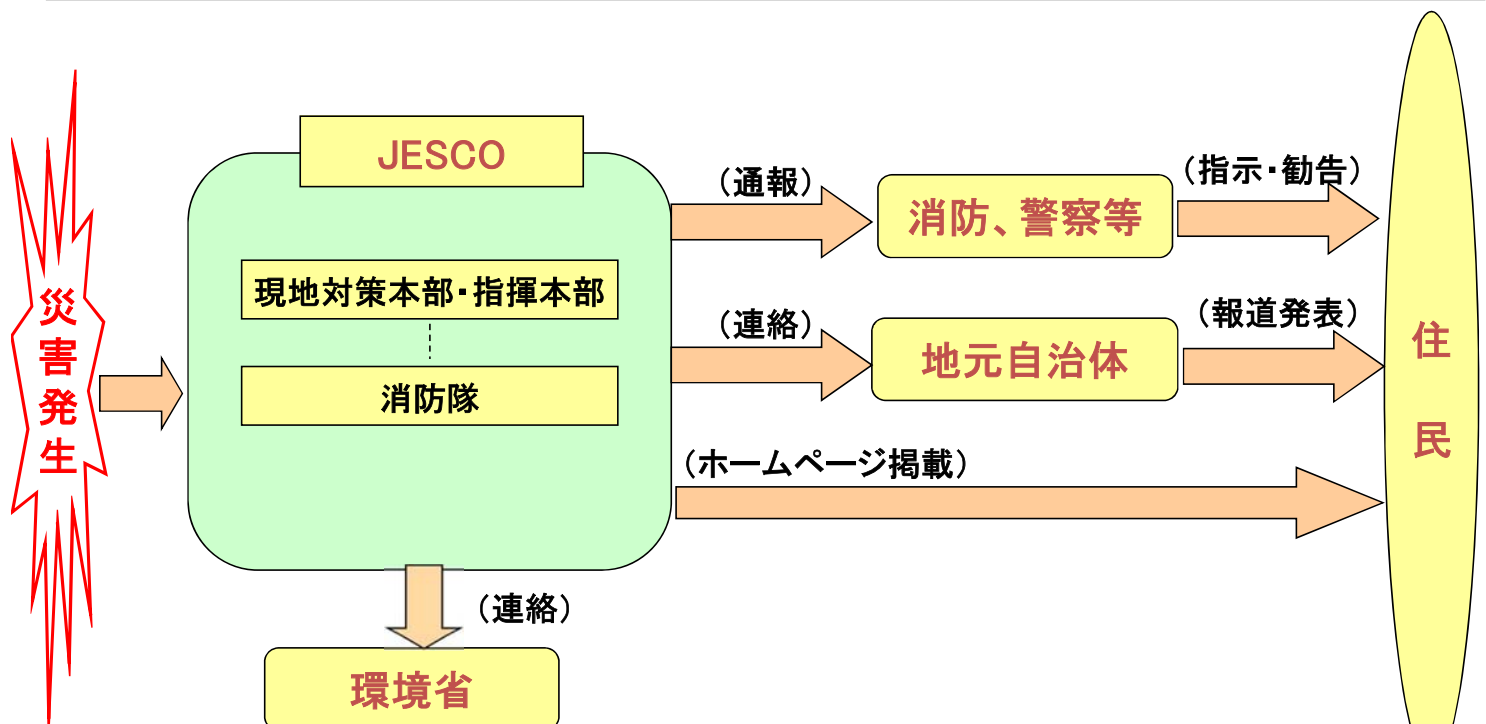


処理済油槽遮断弁

3. 災害対策④

災害発生時の対応

災害発生時には、直ちに地元自治体をはじめ関係機関への通報連絡を行い連携して対応するとともに、速やかな情報公開等を実施



2. 処理促進策について

10

新たな処理計画の期間中における確実な処理（課題と対応策）

行政が未把握のPCB廃棄物が存在する。

- PCB廃棄物については、都道府県市に毎年保有量を届け出る制度がある。また、使用中の機器についても、経済産業省の各産業保安監督部への届出が必要。
- しかし、届出されていない機器がある。

- 未把握の機器の掘り起こし調査を実施。
- 未処理事業者のリストを作成し、個別に指導

使用中の機器が存在する。

- 都道府県市と産業保安監督部が連携し、使用中の事業者に対しても、期限内処理を指導

行政に届け出ているが、処理費用の負担能力が低く処理が進まないケースがある。

- 中小企業者等には処理費の負担を3割とする制度が既にある。（国と都道府県が基金を設置）
- 3割負担でも処理できない者がいる。

- 処理費用を分割して支払えるようにする。
- 破産した事業者等に対しては、負担割合をさらに低減

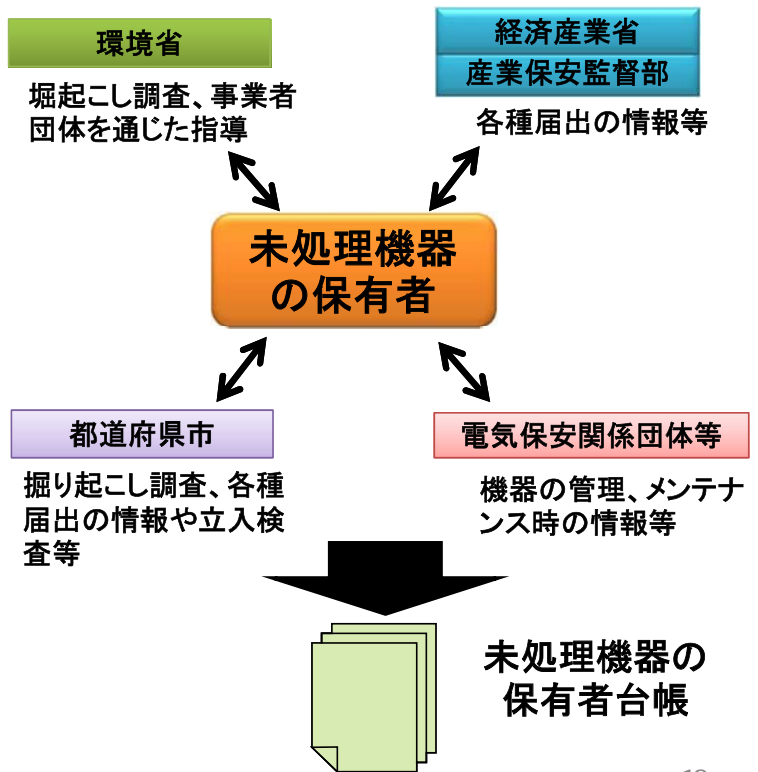
処理委託を拒んでいる者がいる。

- 料金が上がる時期の設定の検討

①未処理事業者のリスト(台帳)を作成

- これまでは、届出情報から高濃度機器かどうかの判別がつかなかった。(多量の未処理の微量PCBに紛れていた)
- 今後は、関係機関が連携し、どこに何台存在しているかについて、1事業所ずつの保有量、保有事業者等に関する情報をとりまとめた**リスト(台帳)を作成**する。

- 掘り起こし調査の実施
 - 自家用電気工作物の設置者等に対し、調査票を送付
- 高濃度機器の把握
 - PCB特別措置法の届出様式の改正
- 関係団体と連携した確実な届出
 - 電気工作物の管理やメンテナンスをしている団体等から、未届出の事業者に対し、確実に法令による届出を行うよう周知徹底
- 情報を都道府県・政令市と産業保安監督部が集約



12

②リスト(台帳)の掲載事業者への個別確認

- リスト(台帳)に掲載された事業者に対し、個別に、**処理の実施時期の確認**を行う。
- 関係機関の連携により、**指導・確認漏れの事業者をなくす**。

- 機器の保有者に対する処理の実施時期の確認

使用を終えて保管している者

都道府県市がPCB特措法に基づく立入検査

使用中の機器の保有者

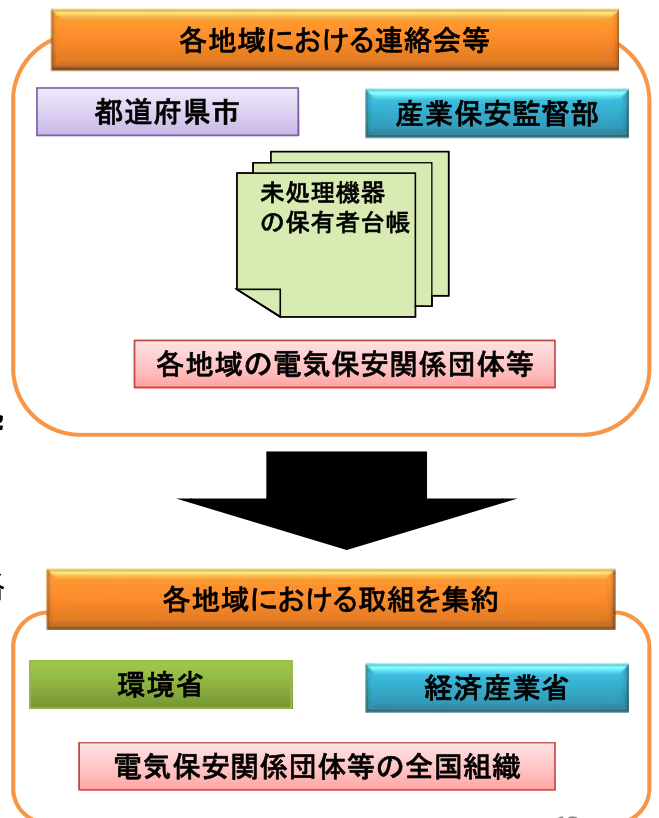
産業保安監督部が、又は、産業保安監督部と都道府県市が連携して対応

- 保有者リスト(台帳)に掲載されている事業者の処理状況や処理見込みについて、都道府県市及び産業保安監督部が連絡会等により情報共有

- 各地域の電気保安関係団体等の参加
- 本省レベルでも各地域の取組状況を確認する連絡会を実施。

- JESCO操業期間内に処理しない場合は、自らの責任で処理を行う必要があることを周知

- 自己処理は事実上不可能



13

分割払いや融資制度の活用により、処理費用の負担能力が低い者でも、**円滑に処理委託を行えるようにする**。

- 1台数十万円～数百万円の処理費用を一括して支払うことに躊躇している事業者がいる。
 - 新たに、**分割払い**ができるよう料金支払いの仕組みを整える（平成26年度中に整えるべく取り組む）
 - 都道府県等が中小企業者等を対象とした**融資制度**を有している。PCB廃棄物の処理をこれらの融資制度の対象にしていただくよう働きかける。

【福岡県の例】福岡県環境保全施設等整備資金融資制度

対象

- ・中小企業者又は中小企業団体であること。
- ・トランス類、コンデンサ類、安定器等の高濃度PCB廃棄物処理費用
- ・機器の処分に伴う代替機器の買い替え費用

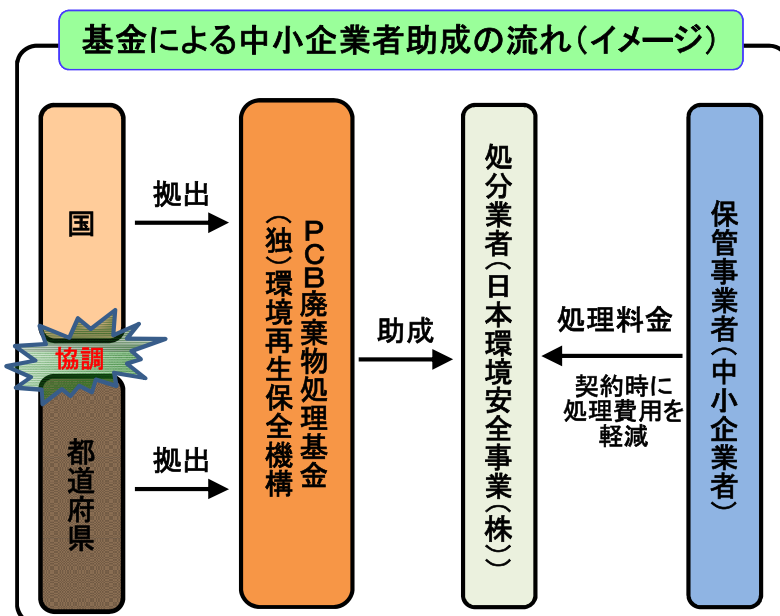
主な条件

- ◆ 融資限度額 1企業4,000万円以内
- ◆ 融資利率 年1.3%（平成25年4月現在）

④料金負担能力のない者への対策

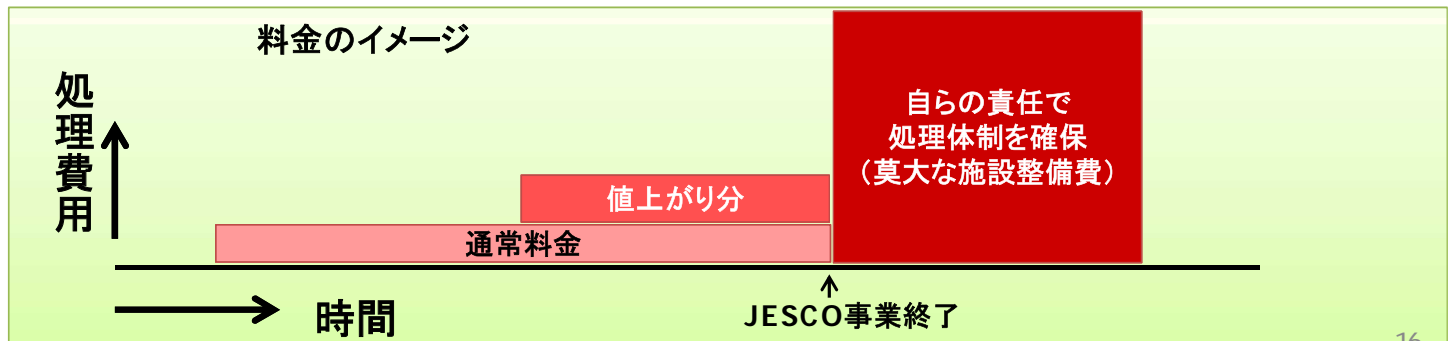
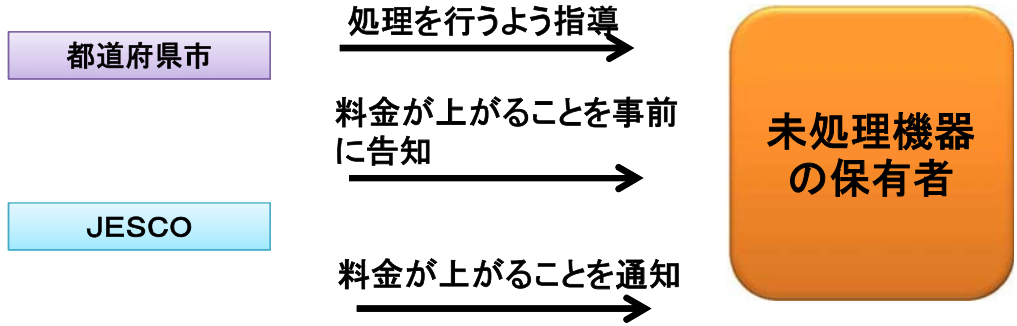
- 現在、中小企業事業者等に対しては、処理料金が3割負担となっている。
- しかし、事業を既に廃止していたり、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い者がいる。

事業を廃止して個人で保有している者や、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い中小事業者等に対し、**処理料金を現行の3割よりさらに引き下げ**、1割程度以下とする。



➤ 破産等の事業者以外で、処理委託を拒んでいる者がいる。

- 計画的な処理委託を行わない者に対しては、**処理料金が上がることを告知する等による処理促進を検討。**
- 告知に当たっては、事前に行うなどにより猶予期間を確保。



計画的な処理を実現

<p>行政が未把握のPCB廃棄物が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未把握の機器の掘り起こし調査を実施。 ● 未処理機器の保有者リスト(台帳)を作成し、個別に指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用中機器を含め、保有事業者を漏れなく把握 ● 全保有事業者に対して漏れなく指導することで、確実な処理に繋げる <ul style="list-style-type: none"> ➤ JESCOに処理委託しない限り、自ら処理することは事実上不可能であることを周知徹底 ● 処理費用を支払いやすくする仕組みや料金値上げ(アメとムチ)により処理を徹底
<p>使用中の機器が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県市と産業保安監督部が連携し、使用中の事業者に対しても、期限内処理を指導 	
<p>行政に届け出ているが、処理費用の負担能力が低く処理が進まないケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 処理費用を分割して支払えるようにする。 ● 破産した事業者等に対しては、負担割合をさらに低減 	
<p>処理委託を拒んでいる者がいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 料金が上がる時期の設定の検討 	
<p>（これらの対策を行っても、処理しない者のために、JESCOの操業を続けることはない。</p> <p>● JESCOによるPCB処理の操業は新たな計画案のとおり終了する。</p>	

処理基本計画に盛り込むべき主な内容について

1. 経緯

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の施行後、国は日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力を得て、平成 16 年の北九州事業を始め、豊田事業（平成 17 年）、東京事業（平成 17 年）、大阪事業（平成 18 年）、北海道事業（平成 20 年）による処理が始まった。
- JESCO による処理は、平成 24 年度末時点で高压トランス等 56%、高压コンデンサ等 44%が完了し、また、安定器等・汚染物の処理も平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業で開始された。しかしながら、世界でも類を見ない規模での化学処理による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等の処理開始後に必要性が明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの事業の完了が困難な状況となっている。
- 一方、特別措置法施行後の平成 14 年、PCB を使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量の PCB が検出されるものがあることが判明した。環境省における焼却実証試験の結果を踏まえ、平成 21 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の無害化処理認定制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成 22 年から処理が始まった。
- 我が国において、PCB 廃棄物は、過去約 30 年間処理されず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降大きく処理が進んだと言える。しかし、PCB の処理完了に向けては、まだ道半ばである。
- 今後、1 日も早い処理完了に向け、関係者が確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。具体的には、保管事業者は、平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処理を行うか、他人に処理を委託しなければならないが、PCB を使用した機器が廃棄物になったものについては、我が国における過去約 40 年間の取組の結果、処理施設が JESCO の処理施設のみであることから、同社の操業期間中に確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組まなければならない。

2. PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 高圧トランス・コンデンサ等

	発生量	処分量	保管量
平成24年度まで	—	高圧トランス等 9,965台 高圧コンデンサ等 146,233台	高圧トランス等 約7,100台 高圧コンデンサ等 約156,000台
平成25年度以降	高圧トランス等 約700台 高圧コンデンサ等 約28,000台	高圧トランス等 約7,800台 高圧コンデンサ等 約183,000台	—

- 本表に示す処理対象量以外に、特別措置法の届出義務があるにも関わらず届出を行っていない事業者が存在すると考えられる。特別措置法に基づく届出を行っていない保管事業者が、確実に届出を行うよう関係機関が連携して周知徹底することが重要である。
- また、一部に使用中の機器が存在するが、現行ではPCB廃棄物を処理できる処理施設が、JESCOの拠点的広域処理施設しかないことを踏まえ、使用中の機器を有する事業者に対しても計画的な処理が必要である旨、周知徹底することが重要である。

(2) 安定器等・汚染物

- 安定器等・汚染物について、平成24年度までに処理されたのは936トンである。特別措置法第8条に基づき届け出られた情報により推計すると、平成25年度以降の処理対象量は、約11,000トンとなる。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等

- 微量のPCBに汚染された電気機器等（以下「PCB汚染廃電気機器等」という。）は、使用中のものを含め、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400km存在すると推計されている。

3. J E S C Oに関する処理体制

- 日本全体のP C Bを1日でも早期に処理するため、国、都道府県市、J E S C O等の関係機関の協力の下、これまでに整備されたJ E S C Oの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。
- 具体的には、次の表に掲げるとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物を定めるものとする。
- 高圧トランス・コンデンサ等について、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで1日も早い円滑な処理が可能となる。このため、各事業所における設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。
- また、安定器等・汚染物については、北九州事業及び北海道事業の2カ所のプラズマ熔融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪事業、豊田事業及び東京事業において処理可能な物を除く。）の処理を行うこととする。
- これらにより、全国に保管等されている高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなる。この体制においては、保管事業者がJ E S C Oに対し処理委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設定する。

事業名 (実施 場所)	処理対象	事業対象地 域	事業対象地域以 外に保管されて いる処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処 理完了期 限	事業終了準 備期間
北九州 (福岡 県北九 州市若 松区響 町1丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	A地域	C地域の車載ト ランスの一部、D 地域のコンデン サの一部	1.5 トン /日 (P CB分解 量)	平成 31 年3月31 日	平成 31 年 4月1日か ら 34 年3 月 31 日ま で
	安 定 器 等・汚染 物	A地域、B地 域及びC地 域(大阪事業 及び豊田事 業における 処理対象物 を除く。)		10.4トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 34 年3月31 日	平成 34 年 4月1日か ら 36 年3 月 31 日ま で
大阪 (大阪 府大阪 市此花 区北港 白津2 丁目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	B地域	C地域の車載ト ランスの一部及 び特殊コンデン サの一部、E地域 の特殊コンデン サの一部	2.0 トン /日 (P CB分解 量)	平成 34 年3月31 日	平成 34 年 4月1日か ら 37 年3 月 31 日ま で
	安 定 器 等・汚染 物	B地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 34 年3月31 日	平成 34 年 4月1日か ら 37 年3 月 31 日ま で
豊田 (愛知 県豊田 市細谷 町3丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	C地域	B地域のポリプ ロピレン等を使 用したコンデン サの一部	1.6 トン /日 (P CB分解 量)	平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で
	安 定 器 等・汚染 物	C地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で

東京 (東京 都江東 区青海 3丁目 地先)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	D地域	C地域の車載ト ランスの一部、E 地域の大型トラ ランスの一部	2.0 トン /日 (P CB分解 量)	平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で
	安 定 器 等・汚染 物	D地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)	北九州事業所及 び大阪事業所か ら発生する廃粉 末活性炭		平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で
北海道 (北海 道室蘭 市 仲 町)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	E地域		1.8 トン /日 (P CB分解 量)	平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で
	安 定 器 等・汚染 物	D地域及び E地域(東京 事業におけ る処理対象 物を除く。)		12.2 トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 36 年3月31 日	平成 36 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で

備考：

1. 事業対象地域については以下のとおり。

A 地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B 地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C 地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D 地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E 地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨
城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山
梨県、長野県

2. 「計画的処理完了期限」とは、原則として、保管事業者が J E S C O に
処理委託を行うことが必要な期限である。

3. 「事業終了準備期間」とは、今後新たに発生する廃棄物の処理や、処理
に手間がかかる機器の存在等を勘案するとともに、事業終了のための準
備を行うことを勘案して設定した期間である。

4. 各主体の役割・取組として盛り込むべき内容

(1) 国の役割・取組

- J E S C Oが行う拠点的広域処理施設の保守点検に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保する。
- 都道府県市と連携し、P C B廃棄物の処理が1日でも早く完了するよう保管事業者及び使用中の機器を有する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知する。また、都道府県市と連携して、使用中の機器やP C B廃棄物の把握に努めるとともに、処理の時期の確認を行う。さらに、計画的処理完了期限までにJ E S C Oへの処理委託が行われるよう必要な措置を講じる。
- 地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるP C B廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、国は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、可能な措置を講ずることが重要である。

(2) 地方公共団体の役割・取組

- 掘り起こし調査等を行った上で、管内における未処理の機器やP C B廃棄物を網羅的に把握する。このため、事業者に対して機器の保有状況を確認するとともに、事業者団体等を通じて情報収集に努める。
- 国、J E S C O、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表の掲載事業者に対し、処理の時期を確認する。さらに計画的処理完了期限までにJ E S C Oへの処理委託が確実に行われるよう必要な指導等を行う。
- 使用中の機器についても将来処理が必要となることを踏まえ、経済産業省とも連絡調整し対応するものとする。
- P C B廃棄物処理に対する融資制度などの先進的な事例を踏まえ、処理促進に資する措置を講じるよう努める。
- 地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるP C B廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、都道府県市は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、可能な措置を講ずることが重要である。

(3) J E S C Oの役割・取組

- J E S C Oは、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。
- 具体的には、周辺環境に影響を及ぼさないよう必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むこととする。
- また、今後は特に設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実にを行うことが重要である。このため、日常点検及び年1回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。
- さらに、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、手間がかかる機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。
- また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。一方で、計画的な処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により計画的な処理委託を促進することを検討する。
- これらの取組により、J E S C Oは、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能な限り速やかに事業終了のための準備に取り組むものとする。

(4) 保管事業者の役割・取組

- 保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。P C Bを含む機器を使用している事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。
- 保管事業者は、適正な保管及び計画的な処分を行うことに責務がある。この責務が確実に行われるよう事業者団体等は、行政が行う保管事業者への指導や普及啓発に協力することが必要である。

5. 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

- 微量PCB汚染廃電気機器等については、電力会社が柱上トランスに関する自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可も活用しながら処理体制を確保することとする。

- 国は、微量PCB汚染廃電気機器等について、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、その処理台数や量が膨大であること及びPCBの濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理がさらに合理的に進むよう技術的な検討を行うことが必要である。この検討においては、使用されている電気機器の無害化の枠組み構築についても検討するものとする。